

平成21年9月15日(火曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	田辺守	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一		
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
13番	前田寿郎	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	大西章一	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

9番 畦地一弘

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	下村正直	本庁副町長	澳本造
佐賀副町長	山本牧夫	本庁総務課長	植田壯
佐賀総務課長	藤本岩義	税務課長	松本輝雄
住民課長	米津芳喜	大方健康福祉課長	矢野健康
佐賀健康福祉課長	大塚一福	産業振興課長	松田二
海洋農林課長	谷口明男	大方まちづくり課長	松田博和
佐賀まちづくり課長	中島一郎	会計管理者	野並純
教育長	松並勝	教育次長	坂本勝

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 宮地愛

議事日程第3号

平成21年6月15日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成 21 年 9 月 15 日

9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程に従って議案審議を行いますので、よろしくお願い致します。

初めに、諸般の報告をします。

畦地一弘君から欠席の届け出が提出されましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

本議会もあと 3 日を残すところとなりましたが、本日も皆さんには大変お忙しい中、このようにご出席を賜りましてありがとうございます。

今日も一生懸命答弁をさせていただくつもりでおりますので、よろしくお願いを致します。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

下村勝幸君。

15 番（下村勝幸君）

おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして質問させていただきます。

今回は、もう 1 点のみです。現在までの町政運営の総括と今後の重点項目ということで、これにつきましてはもう町長のみにお答えいただきたいと思います。

前議会において、次回、町長選挙への出馬表明があった。そこで伺いたい。

1 番目としまして、選挙公約は、町長自身どの程度達成できたと考えておられるのか。

2 問目としまして、達成できていない部分があるとすれば、その問題点や解決方法は見つかっているのか。

3 点目としまして、今後、力を入れたい重点項目は何か。具体的施策を伺いたい。ということで、3 つ挙げました。

で、今回のその質問をするに当たり、私の中で非常に考えたことあるんですが、すべての会社関係には会計年度というものがあります。その会計年度のタイミングで、各会社はどれだけの業績が上がったのか、また、その会社は何を目的として頑張っている会社なのか、その他もろもろ、そういった現状の分析をします。で、それによって、自分なりにいろいろな反省をし、その会社の中の反省を行い、また、社員一同ともいろいろな議論を交わしながら、次の、次年度へ向けての目標をつくっていくのが大体一般的だと思います。

で、行政も、私はそういった意味で絶対その時期が必要であり、今回が、その町長が次回への出馬を表明したというこのひとつのタイミングが、私はその時期に当たっているのではないかと思い、この質問を取り上げました。

で、今まで私、町長に対して一般質問を幾つか行ってきましたけど、今回のこの私の一般質問が、今までの中で一番私は厳しい質問になろうかと思えます。といいますのは、自分で自分の採点をするというのは、本当に難しいものだと思うからです。

で、私自身も議員になって、日々考えることがあります。それは何かといいますと、自分は本当にこの議会、この議場の中で必要とされている議員なのかどうか。私は町民の、本当にその付託に応えるべき、頑張っている、応えられるようなことをしている議員であるのかということを、本当に常に考えています。

そういった意味で、町長が今までのその選挙公約を通して、自分なりに考え、そして、この町をどういう町にしていくのか、本当にそのビジョンをはっきりと示しながら、きちんとこの町をその方向に向かって引っ張っていつているのか。それが、今、私の質問のすべてだと思うからです。で、これを答えるのは、本当に難しいことだと思います。

で、選挙公約は、町長は10個の項目を挙げられておりました。その中には、昨日の先輩議員の質問の中にもあったように、その行財政改革であったり、また、地域経済と雇用の関係であったり、もちろん、今回の地震が想定される中での生命と財産を守る問題であったりとか、そういったことで10個ほど、確か項目を挙げられていたように思います。で、それが本当に、この町民が望む目標であったのか。町長が出したその公約が、本当に町民が望むような公約であったのか。そういったことも含めて、今、町長は総括する時期に来ていると思います。

で、町長がよく言われる発言の中で、今、私は評価されなくても、後年、その私に対する評価が付いてくればよいというお話を時々されることがあります。私は、その評価の仕方も、もちろん一つはあろうかと思いますが、一番考えるべきことは、今現在町民が、それでは困っている町民もおるという事実を、町長ははっきりと知らなければいけないと思います。後年になってしまえば、本当に困ってしまう町民が、私は本当にいると思います。ですから今現在、何を、今このタイミングで絶対に行なわないといけないのかというのは、町長自身が判断し、そのタイミングで確実に、着実に、行っていかねばならないと思います。

今まで、私いろいろなお話をしましたけど、そういったことも含めてこの選挙公約、町長がどれぐらい自分で自分を自己評価されているのか。また、できていないことがあるとするならば、何を、どういう理由でできなかったのか。また、それはどうすればできるのか。また、時代とともにその公約は必要となくなったものなのか。そういったものを含めて、町長の言葉をいただきたいと思います。

また、最後に、次のときに、また町長としてというお話ありましたので、ならば、どこに力を入れていきたいのか。その3点について、まずお聞かせいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

それでは、下村議員の、今までの町政運営の総括と今後の重点目標というご質問にお答えを致します。

まず、議員のご質問の背景と申しますか、思いというものを言っていただきましたが、その件につきましては真摯（しんし）に受け止めて答弁をさせていただきます。

まず、10項目のまあ政策目標についての達成度ということで、私の考えはということですが。その前に、まあ新町黒潮町の町長に就任して3年と6カ月近くですが、ぐらいいなろうかと思えますが、私の思いとしては

合併前の1年7カ月、旧大方町の町長であったときもですね含めた5年間というものが、私のまあ総括の対象ではないかというふうに思っております。といいますのは、旧大方町の町長に就任すると同時に、また、就任そのものが合併の是非を問う選挙でもありましたし、就任直後から、合併の議論の渦の中でやってまいりました。そして、私もひとつのこの地域が生き延びていくためというような思いの中で、自ら先頭に立って、合併を成就させたというふうな思いがございます。

そして、18年の4月に新町黒潮町の町長選挙に立候補するに当たって、先ほど申し上げましたように、行政における各分野の課題や私の思いを、10項目にわたって政策目標として掲げました。まあいずれ、すべてが数値で測れない、表せないようなこともございますので、具体的な数値目標等を示したものではありませんが、どの程度達成できたかのご質問には、そういった意味で大変お答えしにくい部分もあります。また、評価については、本来住民の皆さんがしていただけるもので、私自身から何点であるというようなことは、なかなかお答えしにくいということになります。

まず、合併そのものが、すべての皆さんが賛成というわけではありませんでしたので、その調整と申しますか、そのことに重きを置いてやってまいりました。それで、この10項目の政策目標以外に、融和ということは何度も口にして、旧両町の住民の皆さん、あるいは議会の皆さん、職員、すべてにおいて溶け合って1つになるということが最も眼前の目標であるというふうな思いでやってまいりました。

町長としては、当然ながら強いリーダーシップを求められることがあるわけですが、何よりも合併に伴う混乱を避けたいとの思いで、いわば安全運転というようなことであったかとも思います。また、ますます厳しさを増す財政事情等を考えまして、より慎重な行政執行が欠かせなかったというふうにも思っております。まあ、そういった中で、合併の効果を早期に実現しなければならないとのジレンマもございました。そして行政改革大綱、あるいは集中改革プランに乗って、少しずつ前進をさしてきたとの思いがございます。そういった意味では、現在に至って致命的なしこり、あるいは大きな対立というものは回避できたのではないかというふうに思っております。いずれにしても、この融和というものについては、大変時間を要するとの実感もあります。そして現在では、黒潮町総合振興計画が策定されまして、これは、いわば手作りといいますか、町民の皆さん、あるいは職員の大変な努力によって、多くの意見を反映させたものになったというふうに自負をしております。

まあそういった意味で、新町の方向性と、まあ議員の言葉の中にビジョンという話もありましたけども、私はごく簡単にですね、まあ国の政府に対しても、国民はビジョンを示せとか、すぐそういう言葉が出ますけども、実際に、なかなか理想的なことは言えてもですね、今の社会状況、あるいは今の我々の自治体の置かれた状況の中で、そういう理想ばかり掲げるようなものがビジョンであろうかと思えますし、私は翻って、この手作りで作った黒潮町の総合振興計画こそがですね、一定、町のビジョンであり、進む方向性というふうにとらえております。

そういった意味で、この合併新町の方向性という意味で、基盤づくりはかなりできてきたというふうにも思っております。それは、合併そのものの効果でございますが、これは、これもなかなか測り切れない部分があります。また、それぞれの旧町の周辺部では、合併によって良くなったことは一つもないというふうな声もあるようでございます。それは、それなりに受け止めなければならないと思っておりますが、ただ、組織機構の改革等によって事務事業の効率化、あるいは財政面の一定の安定、そういったものは県の一般的な、このたびの平成の大合併の総括の中でも表れておりますので、私どもの黒潮町でも、一定そういうことは言えるのではないかと考えております。

まあそういった中で、その最も基盤の部分でございますが、懸案であった大方改良も、私が就任した時点では大変膠着(こうちやく)した状態で、切り込むところが見いだせないというような状態でありましたけども、

本当にこの件については、ここに今質問をされておられる下村議員からも、町長はこれを何とかしなければ、町長をする意味がないというようなぐらいの厳しい言葉をいただいたこともありました。ほんとに内心苦しい思いは致しましたが、何とか議員の皆さんや町民の皆さんのご助力も得まして、去年の夏、まあ事実上の再着手というような形になりましたので、これもひとつの方向が定まったというふうに思っております。

また、それに伴う庁舎の移転等々、大きな基盤づくりも方向性が示せたというふうに思っております。

また、かねてより計画されておりましたことではございましたが、立地、用地の場所等で大変時間もかかりましたけども、佐賀保育所も来年の春には統合保育所が開設と。また、既に中央保育所は本年度より開設しておるところでございます。

そして、最も将来的な社会資本といいますか、社会基盤としての情報通信基盤整備事業、これについても、大変まあお金の問題等々でご心配される向きもございましたけども、昨今の県の各市町村の状況を見ますと、私は一定しかるべき時期に大いなる決断をして進めてきたことは、間違いではなかったというふうに思っております。とはいいいましても、この事業につきましてはこれからが大変重要な場面を迎えるわけですので、慎重に、かつ精力的に進めていきたいと思っております。

まあ、10項目につきましては、時間がかかりますのでちょっと簡単に、まずは答弁させていただきたいと思っておりますが、まあそのような背景の中で、行財政改革、まず挙げておりました。アウトソーシング等により行政のスリム化を図るとともに、町長はじめ役職員の報酬、給与体系の見直しを検討し、住民と痛みを分かち合うような行政の在り方を目指しますということを示しておりました。なかなかこの点につきましては、行財政改革そのものは、先ほども申し上げました大綱等によって強力に進めてきたつもりはございますが、アウトソーシング等については、あまり大きな成果を挙げるには至ってないんじゃないかというふうに思っております。まあこれも、相当、道中検討を致しましたけども、まあ今、児童館等々のアウトソーシングが進めておりますけども、もっと大きな形でのアウトソーシングというようなものが実行できなければ、行財政改革に即つなげていくということにはなりにくいと思っております。基本的には、今後の検討課題ということになるかと思えます。

次に、地域経済と雇用ということでございますが、地域経済の再生といいますか振興につきましては、ここ2、3年、議会の議員の皆さんのご質問にも本当に多く、その質問が寄せられました。何とか町長がするべきではないか、農業、漁業について何とかするべきではないか、という質問が相次ぎました。私もこの点につきましては、町の基幹産業でありますし、本当にこの一次産業の衰退というものは、町の存在意義すらなくするというふうに思っておりました。いろいろ取り組みを重ねてきて、まあ黒砂糖であるとか、いろいろな商品開発等も少しずつ芽を出しかけてきたというふうな思いがございます。また、これについては県の産業振興と相まって、これからの事業展開を進めていく用意をしておるところです。

まあ、3番目に農林業の振興ということで、今の地域経済と農林業の振興ということと一緒に答弁をしている格好になります。まあ、農林業に対する思いということで、今、この農林漁業が衰退してしまったら、もう取り返しつかんというような思いがあります。昨年原油高騰の際にも、私はそのような思いから、また、以前にも申し上げましたけども、高知県の漁業、あるいは農業そのものが大変そのコスト面で、油に依存する率が高いと。なお、黒潮町においては、その高知県の中でも特に高いというふうな認識をしております。そういった意味で、これはほんとに実際の助けにどれだけなるかは別として、農業、漁業の皆さんを励ますという意味で、思い切った姿勢を示さなければならないということで、対策本部を設置致しまして、今、去年、今年というふうな形で重油の価格補てんといいますか、そういう対応をさせていただいております。まあ、農林漁業を取り巻く環境というのは年々厳しい状況がございまして、これからいろんな面で細やかな支援も欠かせない

というふうに思っております。

それから地震対策でございますが、生命と財産を守るということで、これはまず自主防災組織の拡充強化ということであつておりました。それは、ほぼ全域に達成できた状況にあります。また、大きな1つの取り組みとして黒潮消防署の移転ということがございますが、検討委員会の方で場所を選定し、今、その用地買収とございますか、用地購入の交渉をしている最中でございます。まあこれも全体としてですね、取り組みが決して遅いと思いませんでしたけども、まあ相手があることでございますので、現在まだ用地交渉というようなことで、総体的に遅れておるといような認識をしております。

次に、高齢社会への対応ということで、介護予防や健康づくりを重点課題と位置付け、住民の皆さんの協力を得て、健康で生きがいのある高齢社会の実現を目指します、というふうにあつておりました。これも、それぞれの制度、事業等々を積極的に組み入れながら、その介護予防や健康づくりといったことを進めておりますが、大変、数値に表して示すことのできない内容でございます。

しかしながら、担当等にはですねそのへんをいろいろな事業で、こういった健康づくり等を行っておりますけども、町民にとっては役場は1つやということで、もっと町民に見えるような、そういう事業展開ができないか。また、3カ月でも4カ月でも取り組んだ事業については、その効果というものがデータとして表すことができないか、そういう検討をしてくれといような支持もしております。

今日の以降のご質問の中に、集落の支援等についてのことがございますけども、実は、去年まで限界集落というのが、まあ施設を除いて63の黒潮町の集落のうち、2つの地区が限界集落ということでしたが、この8月31日の集計結果では、それが一挙に7地区になりました。そして、55歳以上の人口が半数以上に及ぶ準限界集落は42集落ということで、これは大変驚くべき数字というふうにとらえております。

まあこういったことから、高齢化社会への対応と集落に対する支援ということは、私はもっと具体的な次の手を差し伸べるといいますか、一步踏み出す時期に来たなあという実感を持っております。

あと、教育につきましては、大方高校との連携を起爆剤に、小中高連携により、地域の教育力を生かした学校づくりを目指します、ということであつておりました。これは、正直申し上げまして、こういう取り組みはその後、むしろ縮小致しました。反省もしておりますが、当時の取り組みの背景がございましたので、これは大変ユニークな取り組みであるといふような認識から、この事業を伸ばしていきたいと思いがありましたが、その後いろんな関係機関、あるいは関係者の交代等もあり、まあ私の努力が最大の原因であろうかと思えますけども、こういった取り組みはその後進めることができませんでした。

次に、集落支援の点につきましては、先ほど申し上げたように、これから大変重要な課題であろうと、さらに一步踏み込んだ施策をと考えております。ただ、合併して今年になって、まあ去年の末からですか、区長会が統一されて一本になったということで、これは大変大きな意味があるといふふうに思っております。

まあこういった区長会等を通じて、あるいは職員の地域担当制等を通じて、この限界集落、あるいは準限界集落のこれからの在り方等を模索してまいりたいといふふうに思っております。

職員の育成ということで、8番目に挙げました。これは、ちょっと恥ずかしいような表現を致しました。

読んでみますと、住民のために働く誇りと自信と哲学を持った職員を育成し、住民が親心で役場を見守ってくれるような、ぬくもりのある行政と住民の関係を目指します。これについては大変、職員の職場環境、あるいはいろんな意味で厳しい状況がございます。1つは定員管理の上で大変、特に一般行政職の人数を減らしたことによって、職員に大変な荷重が掛かっているんじゃないかと思われれます。そんな中で、十分な残業手当もないまま、日夜残業をして頑張ってもらっているといふようなこと、あるいはいろいろな取り組みを通じて、今の地域社会の厳しさを認識する、あるいは職員として、それに対してどうあるべきか。こういった点では、

随分意識も向上してきたというふうに、手応えを感じておるところです。

9 番目に、子育て支援と保育園の統合でございますが、まあ保育への統合によって、保育の質の拡充を図るということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、計画どおり進めておるところでございます。

最後に、観光資源の保全と交流人口の拡大。これは随分、地域の住民の皆さんの取り組みによるところが大きいわけですが、年々、黒潮町のこの観光と申しますか、地方としての資源の豊富さというものが認識されつつあるというふうに思っております。まあこれについては、入野松原の保全というようなことも、雇用対策の関係もありまして取り組むことができました。今後も、こういった観光資源の保全整備、あるいは地域でそれぞれ取り組んでいらっしゃる皆さん方のグループの皆さんとかを支援を申し上げながら、観光というものをもっともっと拡充していきたいというふうに思っております。

まあ、10 項目についての、非常にあいまいな表現で申し訳ございませんですけども、今の状況とまいでございませぬ。

来年度以降、まあ私が先の議会で再度の出馬を表明致しました背景には、そのときにも申し上げましたけども、合併をして一定の方向性、基盤というものはできつつある。しかし、これからがひとつ本番であるというように思いがまずあります。同時に、目下のところ経済対策等々で大変多くの事業が、今年、来年にかけて用意されております。これもですね、ほんとに1つ間違えば、昨日のご質問等もありましたように、町の財政に大変な影響を及ぼすということで、綿密な計画の下に、町の財政に影響のない範囲で、どうしても必要な事業を前倒しでという基本で取り組んでおりますので、それも計画どおりきちっと仕上げていきたいというふうないろいろな思いがまずあります。まあ、失礼な言い方になりますけども、人には任せられないと、自分でやるべきであるというふうな思いで、表明を致したところですよ。

まあそういった中で、来年度以降のですね取り組みとして、まあ2、3、力を入れていきたいと思ふことは、基本的には引き続き行財政の健全化を図りながら、先ほど申し上げましたような計画を着実に実行していくということがまず1つ挙げられろふと思ふます。そして、産業の振興、あるいは観光事業の拡充、また、大きな思いとして、先ほど申し上げております、地域集落の支援というものを具体的に進めていきたいというふうな思ふております。

それから、地震対策といひますか、も、ハード面はなかなか厳しいものがありますけども、自主防災組織をはじめ一定取り組んでいました。これも、来年度以降には早い段階で一定のこう確立といひますか、防災対策の一定の確立を示したいというふうな思ふております。

まあ、行政のことですので、大変多くの分野、多くの事柄を申し上げましたけども、最後に、私の、今褒められようと思ふなという思いをですね、いい意味でもう一度申し上げて。まあ、かつての豊かな時代でしたら、町長もですね思い切った事業をやつて、こう注目を引くというようなこともあつたかと思ひますけども、私はむしろ着実に、将来を見据えた事業をすること、取り組みをすることこそが、もう今求められておるといひ思ひで、まあ、今褒められようと思ふなということ胸に言ひ聞かせながら、やつていきたいと思ふております。

以上です。

議長（小永正裕君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

今、公約に出た10項目をですね、ほんとに詳しくお話しいただいたんですが。

その公約のですね内容を聞きながら、ずっとこう考へてたんですが、自分の中でですね、町長がせつかくこ

こまでの出したそのビジョンがですね、本当にこう住民の方たちにこの内容が伝わっているのかなというのをですね、ものすごく感じます。

で、町長は以前、こういう発言もされたがですけど。すべての基本は、その経済にあるというようなお話をされたことがあると思います。で、この内容は、まあ普通一般の家庭に例えてみると一番分かりやすいんですが、その家の中が、例えば奥さんと、また子どもたちと仲良くやっても、その家庭の中のその経済がどっかで狂って、そこの中にひずみが生まれたり、うまく回らない状況ができたときに、その家庭自体のですねそのバランスが崩れて、うまく回らなくなっていく。それが、今現在ですね、私は黒潮町の中に、まさしくそれは起こってきていることじゃないかなあというふうに思うわけです。

ですから、一番最初に冒頭お話ししたようにですね、その町民が本当に望むのは一体何であるのかっていうのをですね、町長自身がはっきりと認識されているのかどうかというところがですね、一番、今回聞いてみたいところかなと、私の中では思っています。

特に、次回に、例えば出るというお話があるのであればですね、私は町長に1点お聞きしたいのは、本当にその現場に出てですね、一人一人の声を聞いているのかどうかということですね、再度聞きたいと思います。

私はいつも、これは自分自身もいつも思うことなんですけど、現場がすべてだと思っています。で、現場というのはその、例えばこの行政の、役場の中もそうですけど、幹部職だけではなくてですね、本当に日々暮らしていく、日々行政の中で仕事をしているその課員の人たちが一体どういうことを思っているのかとか、どういふふうに自分たちのその職場環境を良くして、で、地域のために、町民のためにどういふふうにやろうとしているのかということや吸い上げたり、また、あるときは、ほんとに市場の人たちがどんなふうに思いながら、今仕事をされているのか、農家の人たちがどんな感じでやっているのかというのを、町長自身がそこに行ってですね、足を運んで、その生の声を吸い上げながら、本当に自分のものにできているのかどうかということやものすごく感じます。

特に、例えば、よく先輩議員がお話しされますが、例えばカツオの問題があります。で、カツオも昨日でしたかニュース見てましたら、本当に今、取れなくなっているそうです。で、しかも、小ぶりになっているそうです。で、その原因の中には、例えば巻き網の船団が、ほんとにフィリピンとか南の方でまとめて取ってしまった、こちらに上がってくるカツオが本当に大きくなれない状態のまま来るとか、いろんなお話をこう聞くときあります。

で、あれなんかは、本当にここの黒潮町は、佐賀という地域があのカツオで有名なだけ、それを後押しするような施策を、本当はこの町が先頭を切ってやるべきものじゃないかなというふうに思います。そういったのは、その現場に足を運んで、その現場の中の声から生まれてくるものじゃないかなと思います。

これは、あまりにも国際的で、大きな問題で、自分たちの手には負えないというようなお話になるかもしれませんが、私はそんなことはないと思います。なぜならば、この現場がそれを生きがいとしているからです。漁業者の人たちも、それで生活をしているわけです。そういった内容が、農業の分野でもおんなじことだと思います。コメの問題があったり、昨日も出たイノシシの問題があったり、その地区地区において、いろいろな課題がたくさん山積していると思います。そういった声を、本当に町長が自ら足を運びながら、現場の声を聞きながら、自分の本当に血となり肉となるような形で、この自分がやっついこうとする、先ほどビジョンという言葉を使ったら、ちょっと漠然とし過ぎているというお話もありましたが、その聞いてきたものをもっとより具体的に、本当にみんなが望むような形で、分かるように掲示をできているのかどうかというところがですね、私は非常に疑問を感じます。

今回の町長の発表の中で、次年度もというお話がありましたので、私はその点が一番大事なことであって、

町長がその点がかもしもそれができていない、やろうとしていないのであるならば、町長はそういう部分では、残念ながら抜けている部分があるんじゃないかなと私は思っています。

町長、どうでしょう。私が今、こう偉そうにいろんなことを言いましたけど、その点含めて、もう一度お答えいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほどの答弁の中で、ちょっと思いが抜かっておりましたけども。議員の質問の中に、まあ一般の企業であると、その決算時期といいますか、一定の区切りでその今の現状を分析して、次へつなげていく反省にもし、また計画に反映させていくというような話がありましたが、まさに行政の方もですね、そういったことを、まあ町長であれば4年間、あるいは年度年度、あるいは何カ月というような単位でするねやるほど、その計画性というものが、信ぴょう性といいますか、現実性を増してくるわけですので、それは留意をしたいと思ってるところでございます。

ただ今、現場に出て行って、現場の声を把握しておるかというご質問ですが。私は高知県下です、今、首長が34人おるわけですけども、まあ正確な数字じゃないですけども、80パーセントから、ややもすると90パーセント近くは行政におられた方が、今、首長の座に着かれています。

私は、そういう意味では全く外野です、大方町の町長の選挙に出るといふふうに表示をする1週間前には、湊川でヘルメットかぶって、ユニボに乗っておったということでございますので、まあ、こと農業にかんしてはですね、現場の声は十分に把握しておるつもりでございます。ただ、漁業にかんしては、そういった長い年月の間の漁業に対する接触というものが少なかったせいもあって、あまりよく分かってないと言われても仕方がないんじゃないかと思いますが。

ただ、いろいろと私なりに聞いたり調べたりする中でですね、この佐賀の有数のカツオの漁港がですね、十分にその機能を果たしていないと。それは、佐賀で水揚げされ、佐賀県で餌を仕入れて、また乗り出していくというような基本的な部分がですね、今や全然別のところでそういうことが行われておると。これは、行政がもっともっとそのへん、基本的な部分での支援等をするべきではないかというふうにも思っています。

まあ、いずれにしても現場の声というのは、議員おっしゃるように大事なことでありますので、真摯（しんし）に反省もして、これからもっともっとそういうことに気を配っていききたい、また、耳を傾けていききたいというふうには思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

もう1点だけ。

さっきのですねお答えの中に、経済の話をちょっと入れたんですが、その件です、もう1点、お聞きしたいことあります。

先ほど、町長の公約の中の一番最後にですね、その観光資源の保全と交流人口の拡大ということがあって、で、それについて、まあ資源の多くがこの地域にあることは認識されているけれども、今後もその拡充を図っていききたいというお話はありましたが、私はですね、本当に今言ったように、その一次産業がどういう形で進めば、本当にこの町にとっていろいろな利益をもたらしてくれるのかというのがなかなか見えにくいこの時代に

あって、この、観光であったりとか、自然であったりとかそういった部分が、我々が一番その効果を、今の状況の中で出しやすいポジションにあるもんじゃないかなと、私は逆にそう思います。

ですから、町長が本当に力を入れるべきものは、今は私はこれじゃないかなというふうに思います。以前からこの話は何度も何度もしてますけど、これだけの交流のスポーツ施設があったり、また、これだけの自然が残されたこの黒潮町の中で、このものを完全に生かし切る体制自体が、私はその行政の中にもできていないし、そして、地域との連携も残念ながらできていないし、本当にそれが迎えられる形になっているのかどうかというのを非常に感じます。

で、地域の人たちがやはり、町長、一番望んでいるのは、その経済の部分だと思います。で、働ける場所があったりとか、そこの中で何とかやっつけていける形を、目に見える形で、町長がこれだけのことをやって、こういうふうにやっていくよという、そのいわゆるきちんとしたビジョンがやはり見えないと、そのリーダーにこの町を本当に任して大丈夫なのかどうかということを、大変みんなは不安に思います。

今回は、民主党の場合ですね、マニフェストというものを出しながら、私たちはこういう町をつくります、こんな国をつくっていきたいということを精力的に訴えてきました。で、政権が交代するという、本当に日本の国の中でも、その歴史上類を見ないような形で転換がされようとしています。

で、町長はそういった時代の中であって、本当にこの町をどういうふうにしたいのか、どんなふうに変えるのかということも、もっとより具体的に、もっとより町民が自分のものとして理解できるような形で示すのが、今からの、私は責任であるし、それができなければ本当に駄目だと思います。

どうでしょう、町長。そういった意味で、きちんとしたそのビジョンなり、マニフェストなりが本当に示せるような政策を出せるのかどうか。その点について、最後にお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

最後のご質問にお答えを致します。

もっと具体的な、町民が理解できるような、望んでおるような政策を打ち出して、それを示すことができるかということですが。

まあ一つ、観光の部分でございますが、観光の分野というのは非常に地域経済にとって、これから重要な部分であることは認識しております。ただ私、いつも懸念するんですけども、ただ、人がですねこの黒潮町に来てくれさえすれば、いろんなところでわかるんだというふうな、いわば厳しく見れば幻想的な部分も大いに含まれております。そういったところは、どういうことかですね、どういう方が来てくれて、どういうこの黒潮町での接し方をしてくれたりした場合に、地元にとりだけの経済効果があるのかということも、もっと具体的に分析してですね取り組んでいくべきじゃないかなと思っております。

それにつきましては、まあ町内の宿泊施設等の経営の経済という面も当然ありますけども、やはり一次産業の衰退する中でですね、地域におけるグリーンツーリズムとかブルーツーリズム、これはそういう言葉で言いますと、非常にはやりというような印象を受けがちですけども、これを着実に地域経済に結び付けていくという取り組みが必要であろうかというふうに思っております。

まあ、そういった意味で大変厳しいご質問を受けましたけども、住民に具体的に希望が持てるようなビジョンを、町の方向性を示すということについて、私の、これから出馬するとすれば、それが最大の課題ということは、議員の指摘で再度強い思いを致しておりますので、これから、そういった意味でしっかりとした考えを町民に示していくということに努めたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

それでは、通告書に基づきまして致しますけど、若干ぶれることがあるかもしれませんが、そのへんはよろしく願いを致します。

1問目でございますが、黒潮町環境ふれあい交流施設についてお尋ね致します。

1問目の1として、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の第10条の中で、指定管理者は交流施設の使用料として年間280万を黒潮町に納付しなければならないとあります。この利用料の中には、町が公園を占有する関係の、県に支払わなければならない園内のピオス施設の占有料の年間80万が含まれた計算だと思えます。と、施設の分200万の合計が280万だと、私は認識しております。

もともとこの交流施設ピオスの建設費は、県からの補助金が5,000万、町の持ち出し分5,000万の、計1億で建設された建物のはずでございます。使用料の計算は、町の5,000万の持ち出し分の25年間の償還で計算されて200万というように、これも以前、そのようなことでの認識をしております。

で、世間一般的な常識から考えました場合に、1億円の建設費が掛かった建物を、その額で利用料を計算されると考えます。特に民間が、それを経営として、店舗の貸し出しとかいうようなリースの建物ならばよね、建設費の上に、またさらに利潤が乗ります、その経営者の。ほんでそれを足したものが、25年か30年か、建物の償還もあろうと思えますし、それで計算されたもので、いわゆる利用料というか賃貸料の計算になると思えます。

で、やはりこれ住民感情から致しましても、1億円の建物が半額の5,000万で計算されての25年間の償還いうことについては、かなり疑問を持たれてる方もおいでます。こういう質問すると、足を引っ張る質問になるかと思えますけど、そうではなくって、やはり正当な値で計算をされて、やはり利用料というものは、そりゃあ、利益を生まないものでしたら結構ですよ。またそれはそれで、考え方も変わってくると思えます。

やはり利益がそこで上がる施設を運営する以上は、それに見合った利用料というものが適正だと思いますが、そのことについて執行部の方がどのようにお考えを持っているか、まずお尋ね致します。

それから、もう1点でございますが、6月の行政からの各区長への配布物の中に、道の駅ピオスおおがたの4周年記念イベントチラシが入っておりました。これはまあ各集落の区長を通じて、町内すべての世帯へ配布されたと思えます。

そこですが、私は町内の業者の方々の公平さからも、まあ年に1回、特別な売り出し、まあその店の開店記念もあろうし、年末もあろうし、まあいずれか年1回、行政、希望される業者の方にはチラシのを配布を、行政を通じて、まあ通じるということは区長を通じて、町内全戸に配布。まあ、中にはそのご商売なさっている方にしてみても、うちは町内は要らないと。旧佐賀地区だけでいいとか、それから、まあ入野地区だけでいいとか、そういう希望もあろうかと思えます。それぞれの希望で年1回、毎回せよと言いません。そのチラシの配布をすることが、ピオスもやるんだったら、事業所です。同じように町内で営業してるという見なし方を致しましたら、確かに駅長は町長です。だから、町長の采配（さいはい）ですべて配布になってきておると思えます。それはそれでいいと思えます。

それならば、ほんとに今、このものの売れないとき、小さい商店も頑張っております、事業主も。大体、読売、大手の新聞さんで、A4で1枚が3円。何か、高知新聞さんが3円20銭かな、1枚が、の費用が掛かります。

微々たるもんかもしれませんが、町内全体の数から計算致しましたら。けど、やはりそれもひとつの行政の、地域の商店を頑張らしていく、ひとつの温かい目線ではなからうかと思いますが。

年に1回だけでも、せめてそのように町が手を差し伸べる意思があるかないかについて、まず1回目お尋ね致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

それでは、森議員の質問事項の1番目、黒潮町環境ふれあい交流施設についてお答えさせていただきます。

まず、使用料の件ですけれども、黒潮町環境ふれあい交流施設はですね、平成16年高知県総合補助金事業、これの採択を受けてですね、黒潮町が総事業費約1億200万円、県が補助金としてですね一般財源4,995万円、県の受託金210万円を掛けてですね建設されております。

管理運営についてはですね、有限会社ピオスを指定管理者としてですね、公設民営の交流施設でやっております。

使用料の算定ですけれども、これについてはですね議員おっしゃるように、この事業の事業費、合併浄化槽県受託金を除いた新築工事、建設設備工事、電気設備工事、POSシステム設備、これに要した合計費用の半分をですね、商業施設の税法による固定資産耐用年数25年のですね償却期間で計算した金額と、県有地使用料を合算しまして、12カ月で割った月額を基にですね、年額280万円としております。

このようにですね、使用料の算定に当たってはですね、純粋に黒潮町が負担した金額を基に、減価償却によってですね算出してございまして、議員の言われるようにですね、高知県からの補助金を含めた算定とはなっておりませんが、この施設の建設に当たってはですね、高知県総合補助金事業を活用することでですね一般財源からの支出を半分に抑え、町財政の負担の掛からない方向で財源処置をしておりますので、この県補助金を活用し、建設した施設の使用料についてですね、県補助分を含めた使用者に対しての費用負担を求めることはですね、通常では行われていないと解釈しております。

現在ですね、平成20年3月31日付でですね、平成21年4月1日からですね平成25年3月31日まで、この環境ふれあい交流施設の指定管理にかんする協定書でですね、年額280万円により協定を交わしておりますので、今の段階でですね見直しは考えておりません。

それから続いてですね、2問目の道の駅ピオスおおがたのイベントに伴うチラシの配布についてお答えさせていただきます。

道の駅ピオスおおがたはですね、高知県が整備した土佐西南大規模公園および地元黒潮町をはじめ、幡多地域の情報発信を一元的に行う情報館とですね、地域コミュニティービジネスの展開を図り、地域のニーズに応えるためにですね、地域の特産品や加工品の展示販売をし、地域の利益の増大を図ることを目的としてですね、黒潮町が整備した物産館で、この2つでですね構成されてございまして、平成17年6月に道の駅ピオスおおがたとして開業しております。

道の駅ピオス設立に当たってはですね、地域住民の意見を反映させるため、検討委員会やですねワーキング会議を立ち上げ、行政、住民を交えて話し合いをした中で、地域住民の皆さんがですね、地元の食材や特産品等の出店に対して、利便性の確保、販売収益の向上を目指すとともにですね、子どもからお年寄りまでの、道の駅へ訪れる住民や利益者の世代を超えた交流を図ることで、観光振興および地域の活性化のための拠点として位置付けをしています。

そのようなことでですね、道の駅ピオスおおがた開業以来、毎年記念イベントを開催しまして、一定の好評

を得ております。今年もですね、6月21日に4周年記念イベントとしてですね、情報館、物産館駐車場を利用してですね、区長さんにチラシ配布の協力をいただきまして開催致しました。

ちなみに、イベント内容ですけれども、情報館ではですね、絹布絵(きぬぬのえ)やですね、サトウキビから和紙ができるまでの展示会の開催。、また、駐車場、物産館ではですね、地元業者や漁協婦人部などの、その地元でですね精力的に活動している諸団体からの出店、海、山、里の、地元の食材を生かしたですね、おかずの販売とか、釜たきご飯とか、みそ汁、そういうもの販売というような形でですねやっております。また、芝生広場ではですね、地元のフラダンス愛好会やですね、空手演武の出し物などもやっております。そういうことですね、地域の根差した情報発信や発表の場としてですね、交流も図っております。

議員のご質問のですね、公平性から町内すべての商店等にも、年1回は売り出し等のチラシ配布も同じようにすべきと思うが、との問いですけれども。これについてはですね、今、先ほど回答させてもらったようにですね、この施設については公の施設においての、町内いろいろな人たちのイベントとかですね、町内の商店などの売り出し等とのチラシ配布とはですね、ちょっと、その公の施設との絡みで、意味合いが僕は違うと思います。

そういう点からですね、その商店などの売り出しなどにつきましては、各事業者で対応していただくべきであるというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長(小永正裕君)

森君。

10番(森 治史君)

私思いますにね、これ、県から来た、確かに県から補助金はが来てますよね。これも県民であり、貴重な県の財政ですよね。で、この、まあこれは正確には4,995万円。、まあ、通称まあ5,000万言わしていただきますけど、舌かみますので。このお金は何で、のける根拠、計算から外した根拠。町民のお金も大事でしょう。けど、これ県から頂いたということは、われわれ住民の部分も入ってるし、県民全体、ひいては国からの補助金が含まれてたら、国の税ですよ。

で、財政的なあれからいきますと、行政は適正なものは適正な価格で貸す義務があるがじゃないがですか。これはまた特例があって、いろいろと町長の特例とか、いろんなもんがあるかと思いますが、通常考えるには、行政としては建てた費用があれば、それを適正な賃貸をすべきだと思います。それは安く貸すということは、地域の住民に対して、いわゆる損害を与える、そういう半面も出てきます。

それから、地域の商売してる方々にもよね、一定限、一生懸命努力しよう。しよって、どうしたち今の今日日、何ともならないなってます。いろんな声が挙がってきています。で、行政が、そんだけビオスの商的行為に力を入れるがやったら、我々にももっと力を入れてほしいというが、これが本音でしょうと思います。そういう声があります。先の下村議員の質問じゃないですけど、ほんとうに入って聞いてみてください、ということも言いたいです。で、きちっと、それで胸張れらったとしたら、この建物を当然の費用でお借りしていただいと。これやったら、受け取り方によったら200万、町が補助しちょうという形も取れるんですよ。

私、一番おかしいなと思うのは、県の補助の5,000万が含まれずに計算しています。ほんでこれも1億の建物で計算して、当分の間軌道に乗るまで、事業が。その間の減免措置とかいうがやったら、まだ理解できますよ。そういう方法もあったらと思うにかかわらず、このような計算の仕方というのは、これは一般の方々には、常識的に考えてもなかなか理解していただけないと思いますよ。確かに、行政が持つちょうものですから、そこで利潤は上乗せはしたらいけないと思います。最低でも掛かった費用での計算。この5,000万は何に、もろ

うたもんやからいいという意味ですか。

これ、大事な県民の、まあこれ、ここへ出してなかったらほかが使うちょうかもしれません。いろんな理屈があつての補助金でしょうから、適正な補助だと思えます。住民に胸張つてあれするんだつたら、ここの計算をきちっとすべきでしょうと思えます。これは誰が聞いたかて、どうして1億の建物が、5,000万の計算でお貸しなさつちようかというたときの答弁できますか。

私が言うように、当初から1億で計算したものを、一定限、事業が確定するまでの間の減免措置、それは方々の公共施設でやつちようはずです。そういう手法が取れたと思うにかかわらずよね、最初から私、これについては疑問を持つてるから、前にも質問しております。

それに新聞でよね、特に見ますよ、新聞は。これ、めじかの里の赤字いうことで出てましたけど、不振ということで。この中によね、これ目通した人がよね、年商2億、これは利潤じゃないですよ、売り上げですからこれ、約2億円の売り上げがピオスおおがたでありますと、物産館と書いておりますよね。新聞記事に載つてますよこれ。こんだけ売り上げがあるがなら、きちっとした使用料をもらつてほしいというのが住民の声だと思えますよ。

私の一番お聞きしたいのは、県から来た補助の4,990万、ややこしい、5,000万と言わしてもらいますけど、これがなぜ、使用料の計算の中でのけたか、省かれたか。それが、私が答弁いただいて、皆さんに、住民の方に話して、納得いけるものですか、どうか。1億円の建物を1億円の計算でもらつて、事業がきちつと軌道に乗るまでの減免措置をしておりますいうがやつたら、これだつたら私も住民の方に話ができます。そらあ当然、町が建てたもので、そこでやろうとする方々を後押しする意味でも、それはあつて当然だと思えます。

とにかく、その5,000万がなぜ計算に入らなかつたか、必要がなかつたか、その答弁を。私は、住民の方にそれを話すときに、それならまことやねというように、住民の方が納得できる考え方を、ちょっと答弁をお願い致します。

それと、なかなかいろいろ言うて、チラシの件ですけど。恐らく、行政がかかわつちようことやから意味が違ふと言われると思ひました。わざわざこれ挙げてます。これは言われることは分かつてました、それは。けどほんとに、町内の業者の方々にとってよね、不公平感が出てるということを耳には届かんと思ひましよう。苦情は来ますよ。あこがスタートしたことで、我々の商売にも響いてきたと。もう、納税もどうしようか、国民年金すら払えんなつてくると、家族の分考えよつたら、なかなか頭が痛いという。そりゃあ、お前らが努力せんけん、もっと努力せよと言われても、努力の仕様がな部分も来てますよ。まあ人口は減り、購買力が減つてきてます、一地区の。そういうことで、町内全体でそういう声が聞こえてきます。そやからせめて、チラシの1つでも町が、これはある意味では、ひとつの新聞販売業の利益を町が阻害するということになりますから、それはまたその方の面も出てくるかもしれませんけど。

もうちょっと、ほんとに、今ほんまにね、困つてるいうか、業者の方々は。購買力がなくなつた。それへも持つてきて、車の持つてる方は全部、町外へ買い物に行かれる。一番ええ例が、酒屋さんじゃなかつたでしようか。地元で酒屋さんがどんどんどんどん消えていった。これは、国の規制緩和による量販店の出現ですよ。地元のお店で買うと、ワンケースと、中村の量販店みたいな安い量販店の酒屋さんで買うと、1ケースで1,000円以上の開きが出てきたら、やつぱりそつち行きますよ。家計のこと考えて、皆さんが。それぐらい皆おんなじように、この町内でご商売しよつてもよね、いろいろ、先細りみたいな状態の経営になつてきてる。努力しようにも、中での購買力がどんどん落ちてきようという。そのために、頑張つてくださいう意味で、私はまあ町がチラシの1枚やつてやれないかなと、行政を通じて。それはいろんな面で、できるできん、これやつたらあれ、だから、もう年1回というように、1回こつきりよというような形ででもやつてあげたらどうですか

の根拠に基づいて計算をしておりますけども、今までの合併までに、既にそういう形態があったという部分で調整の必要な部分もありますけども、考え方はほぼ一緒の状況です。

それで、事実上ですね、かなりの施設、縫製工場等はいわゆる免除と、減免というようなことで推移してきておりますが、ビオスの場合は最初からですね、議員の言われるようなそういうやり方もあったかと思えますけど、むしろ、当時のことを思い出してみますと、議員はじめ、一部皆さんですね大変厳しいご指摘がありました。そういうことも配慮をしてですね、大変、それを運営される皆さんには過酷なことかなとは思いますが、いきなり280万ものですね、その賃貸料を払っていただける内容の契約をしてですね、こんにちまで来ております。

まあ、一言で申し上げるにはいきませんが、町としてはですね、広く町の経済振興、あるいはまた観光客の誘致、その他いろいろな雇用の場、公的な使命を果たしていただける施設ということで、特別な思いもしております。そのため、公共的な要素が多分にありまして、国交省の道の駅指定、あるいは私のその駅長就任というようなこともありますので、イベント等についても課長が再三答弁しましたように、一企業、一店舗のですね営業活動というふうなとらえ方ではなく、広く町民にその催し物に参加してもらうことによって、町全体を元気づけろうというふうな意図でございます。

先ほど申し上げましたように、同じような形態の貸し借りであってもですね、我々の目的は町の経済振興でございますので、その都度いろいろな取り扱いをさせていただく必要があるというふうに思っております。減免しておるところにですね、やっぱり決めたとおり払ってもらわないけませんということになるとですね、たちまち経営が成り立たんわけですので、それはそれで支援をしていくという意味で減免措置等をしておるところです。

で、ビオスについては目下のところ、大変努力をしていただいでですね、きちっとその賃貸料をお支払いいただいでおるといことですので、今のところ特に問題がないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

続いて、2問目に入らさせていただきます。

2問目ですが、黒潮町特産品加工施設、これ予定でございますが、まあ一応21年度に予定しておりました、黒潮町特産品加工施設の設計委託料300万については、今議会の9月議会で一般会計補正での減額になっております。

で、これで21年度の設計委託は見送りにはなっておりますが、特産品加工施設についての町長の考えは、ものすごい熱いものがありまして、施設運営については指定管理者制への考え方だが、その方がどうしてもなければ、できるだけやりたくない方法ではあるけど、第三セクター方式での運営でも施設をするとの考え方だったと、私は認識しております。まあ、できたら第三セクターなんて、絶対してほしくありません。最終的にはこれは行政が、まあ最近裁判で、第三セクターで行政が支払いをしなくても済む事例もあるようですので、いろんなやり方があるみたいですけど。まあ最終的に第三セクターになりますと、失敗があった場合の負債は行政が背負わないかんになります。それは全部、住民の付けになります。そういう方法は、町長の気持ちもしたくないと言ってますけど、まあ、なければそれでもやらなければ仕方がないというほど、実行の意志が固いようでございます。

で、そこでございますが、法律的の措置では何ら問題はないことでございます。で、ここでこういうこと

ということを言うたんですが。

まあ、今の点、どうしてもできないものはできないで、チラシにかんしては。

それと、県から来た補助金が、どうして計算上、外して計算がされたか。

その点についてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

まず、使用料に県の補助金を反映させてないという部分ですけれども。私の認識不足かもしれませんが、補助金を事業目的に応じてですね、補助金を頂いているお金でありますので、それをですね使用料に反映するということはですね、私自身は通常は行われていないというふうに考えております。

それから、チラシの部分ですけれども。これはですね、まあビオスのためのチラシではなくですね、町民のため、まあそのイベントを知らしめるためのですねチラシでありまして。

まあ、議員おっしゃるようになりますね、商店も今困っているというようなことの部分につきましてはですね、まあ別の方向といいますか、商工会等ですね、まあそういう分野、一定限取り組んだ中で、そういうまあことに対して、町も一定限支援を考えるべきかとのように、私自身は考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

通常、県から来た補助金を、ねえ、は行われてないよというふうに言われますけど、それで一般住民の方が納得しますか。懸け離れてますよ、考え方が。

私はねえ、その建物建てて貸したがでね、そこにね行政がね利潤まで上乘せとは言ってませんよ。それに、何も最初から取れと言ってませんよね。減免措置もある、当分の間据え置きにして無料で使わず。使っていてうちに、軌道に乗ってきたら頂くという方法もあったはずながですよ、最初から。私の言ってるのは、適正な建物を適正な評価で借りていただく。けど、3年なら3年、4年なら4年、その事業が確定する、軌道に乗るまでの当分の間は、町長の権限で免除もできたと思います。それなら住民も納得いこうと思いますよ。

そして、今のように年商が億単位になれば、適正なとこまで家賃を上げていって、住民が納得する家賃を頂くということもできたと思いますよ。補助金で頂いたものだから、入れる必要いうか、今の答弁で私が解釈する限りでは、まあ通常そんなことはしておらんからいいという、そのような解釈になりますが。

まあ、再度この通常補助金で建てたものへのカウント、カウントいうんですかね。計算のときに、除いて計算していいのかどうか。

もう正直、課長ではこの答弁難しい。助役でも何でも構いません、その正直なところを答弁していただけないか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

課長の方で、その補助金の部分についてはですね、計算の根拠にしてないということですが。それは考え方はいろいろあると思いますけども、旧佐賀町、旧大方町、それぞれまあ公が施設を建ててですね、それを民間に貸しておるという状況があります。これについては、その家賃といいますか、賃貸料の算出については一定

を言うたら、またおかしなことになりますけど。まあ、法的に何の問題もないといえども、指定管理者、または第三セクターでの運営の中にね、やっぱり中枢の運営者の中に、代表権を持つような職員とかの中で、やっぱり町長、副町長、町議会議員がいる組織に、やっぱり私は委託するべきではないと思う。これは、法的に何も間違いがないと言われてます。仮に町長がNPOの代表者であって、そこが委託をしたとしても、これも法的には何ら問題はないということで前回もめたとき、最初のときの話で分かっております。

けどやはり、住民にしてみると町の建物、町の施設に、やはり議員連れた町長とか、その一般論で考えた場合ですけど、やっぱりそれはおかしいではないだろうかという考え方が多くあるし、また、そうすべきではないと私は考えております。一生懸命、後押ししてあげることは結構だと思いますけど、運営の方にやはり議員、町長、副町長、もろもろの方々が入った組織が指定管理になったり、第三セクターで受けるということは、町のものを議決する、委託する側の人間が入ってとかいうような状態での運営は、やっぱり一般の方にはなかなかなじみがないし、よく言われます、何でというて。まあこれもピオスの話になりますけど、問われます。これは、法的に何ら問題がありませんと言うがです、住民の方に。けど、おかしいことないかよって。自分らあて決めてって。まあ、そのときも言いますね、決めるときには、代表に入ってる方はその議決に議場からはのいてもらわないかんから、議場からは出ますよというふうに説明しますが、なかなかそのへんは飲み込んでいただけません。

そういうことを考えた場合に、やはり今回、いろんなもんが出てくると思います。今から町長が、これから、まだ来期も出るという予定ですけども、とにかくいろんなものを作り、それで町を活性化したい。その考えがものすごくあると、私は感じております。この運営に対しては、そういうことを避けていていかんと、私はそのように、その方が、住民の方々にも納得がしていただけると思います。

で、それと同時に、一生懸命かかわった人がおるから、今回は募集しませんということでスタート致しましたよね、先の指定管理者のときに。それもやはり、どんなにそこで努力しよう農業関係者がおろうが、何がおろうが、やはり公平さから言って、募集をかけて広く公募すべきと思いますが。

その2点についてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

森議員の質問事項の2の、黒潮町の特産品加工施設についてお答えさせていただきます。

議員ご質問のですね、予定の黒潮町特産品加工施設の指定管理について、運営者の中に町議会議員、町長、副町長がいると。また、法人、NPO、組合などには指定すべきではないと思う、というようなご質問ですけども。

この黒潮町産業振興推進総合支援事業による加工施設の指定管理につきましては、先の委員会等でもですね説明させてもらいましたけれども、加工場の建設に当たっては規模等、慎重に行うために、21年度の事業の中で慎重にですね規模等検討するというようなことで、建設に向けて取り組みし、施設建設後の管理につきましては、指定管理者制度により管理する考えであります。その中でですね、特産品加工施設の指定管理の中に町議会議員やですね、町長、副町長がいるということについてはですね、そのようなことは説明も致しておりませんし、そのようなことは一切、今の時点ではありません。

この施設はですね、まだ建設もされていませんし、委員会などでまあ説明させていただいたときにもですね、管理については指定管理者により実施したい旨は申しましたけれども、内容についてはですね、まだ具体的には今後の計画推進の中で、どのように建設後の管理としてですね指定管理者制度により管理するのか、今後の

経過の中で検討し、条例に即した取り扱いとなると考えております。

また、法人、NPO、組合などを指定すべきではないということですが、この事業の目的はですね、3年後以降にはですね法人的な会社組織などにより、生産から販売までの取り扱いにより運営する目的で取り組んでおりますので、今後のことは明確には言えませんが、指定管理者の指定とも併せ、検討しながら進めることになると思います。

また、広く公募すべきではないかについてですけれども、この事業目的に沿ってですね、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例ですね。これによってですね考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

私の質問の仕方が悪かったがでしょうかね。だいぶ課長が勘違いをするような、私が質問をしたようでございます。

私は、今現在入っちゃうか問うたんじゃないですよ。法人とか、NPOとか、組織の組合の中に、中に、今から、今からやるときにおいてよね、そういうような中に、町長、副町長、議員が役員として載って、そこで運営の中にかかわるような団体を入れたらいけないがじゃないですか、いうことを問うたがであってよね、今現在何もできてない、入ってないがは分かっていますよ。私の言いようのほうはいうたら幻で、まだできてないものに対して、前もって言いようがやけん、分かりづらいでしょうけど。

そういう組織ができたときによね、住民が納得するためには、法的には何ら間違いはないかもしれませんがと断つとります。法的にはこれ、違反行為ではないみたいですので。指定管理を受ける団体の中に町長がおろうが、副町長がおろうが、議員おろうが、これは法的には何ら間違いはないということは前に聞いておりましたんで、当時に。だからそれについて、もしできたときに、運営を委託するときに、それをきちとしますかということをお問うただけであってよね、そういうこともきちと考えると募集をかけますかということをお問うてるんでよね、法人がいかんとかいうことを言ってるんじゃないですよ。法人がいかんとか何とかを、私は質問したんじゃないかです。その中に、いわゆる委託する側のメンバーが入ったがじゃ駄目でしょということをお言ってるんです。それは、また法的には何ら間違いはないということも、矛盾はありますよ。

で、これ、住民の方がどんだけ認識して、後押ししてくれるかいうときに、そういう絡みがなければいけません。私はいいんではなからうかと思えます。それも含めて、募集をするかは行政ですので。で、行政がどうしてもこの組織に任したいと言えれば、それで済むことでしょう。募集かけずでも。一生懸命、今までこれにかかわってきていただいたんだから、この組織にお任せしましょということも、それは行政の手法としてひとつあると思えます。できるだけ、あるかないか分かりませんが、そういうような募集のときにも公募で募集し、そして、その団体に指定管理がいくいう、そういうシステムじゃないとよね、いつの間にやら役場の中で決まってしまうという取られ方いうことの方が、住民との溝が深まるだけではないかと思えます。

で、その組織の中に、私の言うのは、でき得ることならばそういう役場関係の方とか、議員とかが中に入っでの運営に携わらん方がいいことだと思うので、それを入れてないようにはできるかということをお問うてるんですよ。そういう団体とは契約を結ばないようにすべきではないかということをお問うてるんですよ。これはまだ、できてないものに対しての議論ですので、そういう方向性があるかないかぐらいは言えるんじゃないでしょうかと思えます。

答弁お願い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まだ施設もできておりませんし、施設の規模や形態等についても、今から議論をしていくという内容ですので、そういうものに対してですね、その運営を誰がどういうふうにするのかということについて、明確な答弁は今の段階ではできません。

しかしながら、将来的にですねそういうことになれば、理想としては熱心に取り組んでくれる皆さん方、住民の皆さん方のグループであり、また、法人であるというような形の中で、指定管理等々によってですね運営していただければ、一番理想であるかなとは思っております。

そんなことで、まあ指定管理という方向でいくことが一番、町民の皆さんにとっても公平な取り扱いではなからうかということで、まあ基本的にはそういうことだと申し上げてきました。

そして、第三セクターもやむなしというのは、この事業をどうしてもですね、地域産業の起爆剤にしたいという思いから、今からの取り組みでそういう理想的な法人組織等々がなかなか育ちにくいというような場面でもあればですね、場合によっては第三セクターということも考えますという思いで述べました。その第三セクターというのは、おおむね全国的にですね、町長、副町長等が社長をやられたりというケースが多いようでございます。

そういったことから、町がどのように関与するかというようなことがですね、今、明確に申し上げることはできないと思います。ただ、住民の皆さんにご理解を得られる形で運営していくということは、お約束できません。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

まだできてないもんへの議論ですので、まあまた、もうちょっと固まってからまた再度、そういうことに対しての質問をさせていただくということで、よろしく願いを致します。

3 問目になりますが、補助グラウンド。この間、トイレがつけるように決まっていたばかりに、またこういう質問が果たしていいかどうか、ちょっと分かりかねますが。

以前から補助グラウンドを使っておりますシニアのソフトボールの練習や、他のチームとの練習等に利用されている方々によると、雨が降るとグラウンドに水がたまって何ともならんと。で、引いた後のグラウンドの補修が大変なので、何とかならないものかという相談は受けておりましたけど、8月の初めの大雨の日にたまたま沿路を通ったときに、グラウンドが池のような状態でありましたんで、自分も行って見えました。

で、南側にあります駐車場、あこから流れ込んでくるような話もあったんで、そちらにも回りました。回ってみますと、グラウンドには落ちないように、高さ20センチぐらいでしょうか、アスファルトでずうっとこう、堤うか壁してくれて、直接、降った雨が落ち込まないようにはなっておりましたけど、ずうっと見ていきましたら今度、升がありまして、そこへ全部集まってきて、升から水が流れ落ちるはずの、どこかへ流れる状態だったと思いますけど、升には全然水が落ちずに、その上側のこの、グラウンドに直接入らんようにしてアスファルトの所へ、まあ大体15ミリぐらいあろうかと思うパイプを斜めに切つとこをのぞくと、そこから水がどんどんどん下向いて落ちていきよう。けど、グラウンド降りていったけど、グラウンドはもう長靴履いて入っていても、場所によたら長靴へ水が入るぐらいたまっておりましたんで、見たけど、どうしても

分からないがですよね、下へ降りても、で、よく見てたら、グラウンドの南側と西側には、一応その水はけのためでしょうか、グラウンドよりもちょっと低いようにずうっとこう、水はけのために側溝的なものがありますが、それも役目を果たしてない。で、やっぱこればあ水がたまるということは、かなりの量でたまっていましたんでね、水が。ほとんど、深いところやったら長靴やき40センチぐらいの深さまで水がありましたんで、深い所は。

まあこれ、いわゆる今の側溝の役目をしてる大きな升がありました。その升からの排水さえできたら、かなりかなりグラウンドへ流れ込む、グラウンドへ降った分がたまる分はこれ、どうしようもないと思いますけど。

それと、その脇に掘ってます、いわゆる排水的なものから十分に排水が可能になれば問題は解消されると思われませんが、それについてお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、森議員の3番目、補助グラウンドについての質問にお答えします。

この件につきましては、森議員質問のようにですね、大雨の日には補助グラウンドに駐車場から雨水が流れ込み、まあ一時的に池のようになるというのは、総務課としてもですね承知しておるところです。また、補助グラウンドだけでなく本球場の方もですね、大雨が降れば補助グラウンドと同じようなまあ状態になります。このため、グラウンド利用者の方々からも改善の要望を受けております。

が、この最大の原因はですね、補助グラウンドにまあ駐車場の雨水も流れ込んでおり、駐車場の雨水が関係ないとは言えませんが、平成13年度に本球場および補助グラウンドを整備してですねまあ9年がたち、排水施設、まあこの排水施設はですね暗渠（あんきょ）排水になっております。先ほど森議員が言われましたように、グラウンド四方をですね囲んで暗渠（あんきょ）排水をしておりますけれども、その暗渠（あんきょ）排水はですね、目詰まりして排水施設の機能がまあ落ちてきているということと、併せて、球場全体がですね盆地状になっているため、グラウンドの地面とですね、まあ排水の流末施設がまあ加持川の方になっておりますけれども、その水面との落差がまあなくなっており、大雨が降ればですね加持川の増水により逆流することもありまして、まあそういったことが大きな原因というふうにも考えております。

で、このような状況ですので、まあ駐車場の雨水を補助グラウンド以外に排水してもですね、まあ大きな改善にはならないというふうに考えております。

これがまあ解消方法についてはですね、これまでも業者の方ともまあ検討してきましたが、球場全体の排水を改善するには、球場全体をかさ上げし、大々的に改修するしかありません。しかし、大々的に改修には多額の費用が掛かりますので、現在の町の財政状況を考えると、改修はまあ困難というふうに考えております。

従って、まあ大雨が降ったら、まあ先ほど言いましたように、まあ1日程度は利用できないというふうに思いますけれども、また通常の雨であればですね大きな影響はないというふうにも考えておりますので、多少まあ使い勝手とか不便をお掛けしますが、現状でまあ利用していただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

まあ、補助グラウンドも本グラウンドも、まあもともと砂地の上へ造っておりますので、水はけ等はかなりかなりいいとは思ひます。

ただ、私がどうしても不思議でならなかったのは、この排水升がせっかくついておるのによね、駐車場の出入り口の所へ。こう、排水升やと思うて見たがですけど、もうこのときには完全に水の中ありましたんで。見るに、どうしてここからこう、うまいこと流れてないか。で、このがの排水升がよね、どこへ出ちょうかも、まあ今言うたように浸透式の溝があるわけじゃないみたいですので、そのためながでしょうか。

ほんで、隣の西側にありますラッキョウ畑の方の道の端も見たがですけど、一切、側溝らしきもんは見えんがですよ。ほんで、松原に近くなると空堀りみたいな、元、川があったということで、あれは公園か、で、デザイン的に造った空の川がありますけど。まあ、そこへでも流れていくかな思うたけど、どこにも流れていないということは、自然環境に配慮した溝のない排水方法を探られているからだと思いますけど。

まあこの辺の根詰まりだけでも直すということでも、やはり高額な、まあ全体、先ほどの説明でいきますと、まあ加持川というか吹上川といいますか、あこの水面と、何、どう言うんかな、盆地型でなっちょう関係で、その水がちょっと増えたら、もう排水が不可になるということのようですので。まあできるだけ、この升の中がどんなんなっちょうか、そこだけでも修復したら、若干下へ流れ込むかが止まるかなというように見受けたがですが。

まあそのへん、一応調査していただけるかどうか。その程度でもいいですが、答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

再質問にお答えします。

現在ですね、その駐車場の排水施設はですね、今、議員が申しましたように、あこからまあ暗渠（あんきょ）を伝ってですね、まあセンター側いいですか、駐車場側ですね所の下にですね排水が来て、それを升で受けてですね、まあ暗渠（あんきょ）排水をしていますので、それを伝って、補助球場のバックネットの裏の方に、いうたら排水を取っております。その関係でですね、もうその全体の排水がまあ詰まっておるという状況ですので、それ全体をなかなか掃除するということはまあ非常に難しいかと思えますけれども、今言われたようなことを、再、まあ調査も、

この間というか、私もソフトボール好きですので、いろいろそういったところも気を遣ってですね見ておりますけれども、なかなか簡単にですねいくような問題やないなというふうに考えておりますので、まあ、なお、そのこのへんはですね、今後また検討もしていきたいというふうに思います。

なお、どうしてもいかない場合はですね、対処的な方向になるかもしれませんが、まあ砂とかそんなもんも置いてですね、できるだけグラウンドが利用しやすいようなですね形態は取ってきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（森議員より「これで、質問を終わらせていただきます」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、11時まで休憩致します。

休 憩 10時 44分

再 開 11時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、大西章一君。

17 番 (大西章一君)

それでは、通告書に基づきまして一般質問を行います。

まず最初に、R56 改良工事について質問致します。

昨日も改良工事の一端として、庁舎の位置や移設について質問がありました。私も、私なりに現在までの現況は把握してるつもりです。必要あらば課長の答弁もいただきますが、今回は主に町長の所見、姿勢について伺いたいと思いますので、率直な答弁をお願い致します。

この改良工事は、町長が議員になる前から携わった事業であり、政治生命を懸けてでも推進する事業であると、過去、私はそのような一般質問をした記憶があります。以後、長い年月をかけて、やっと明るい展望が期待されるようになってまいりました。

しかし、ここに来て政権が交代し、民主党の政権になったのはご存じのとおりです。マニフェストによると、官僚主導型の政治を改め、無駄を省き、生活優先の政策に切り替え、内需を高めて、経済の発展と向上を目指す、このように言われています。中でも、国の大型直轄事業は全面的に予算の見直しを図り、道路の整備については費用対効果を厳密にチェックした上で、必要な道具であれば造ると、このように言われています。

現在、組閣の途中であり、全く見通しが明確ではないにしても、マニフェストの実現のためには大幅な財源組み替えが必要であり、今、問題になっていますハツ場ダムや、あるいは川辺ダムの工事の中止や、また、国の補正予算も未執行部分については一部事業を停止する。その旨、財務省や各関係省庁と調整中であることは、連日の報道で周知のとおりであります。

私は、地方の道路において、費用対効果の面1点で見た場合、地方の道路は、採算に見合う道路というのは程遠く、皆無と言っても過言ではないと、このように思っています。しかし、年を重ねるごとに尊い命の犠牲者を出し、また、家屋の損壊を招く現国道は最も危険であり、改良工事は絶対必要で、早急に着工しなくちゃいけないと、このように思っています。この改良工事は、当初、旧大方町民の声として取り上げられましたが、現在では幡多地域の玄関口として、また、幡多広域の市町村からも大きく期待され、願望されている改良工事です。

そこで、まず町長の現在の所見を伺います。

1 点として、多くの住民が期待し、待ち望んでいる改良工事は、予定どおり実現するのか否か。できるとすればいつごろ着工し、いつごろ完成する目安か、所見を伺いたいと思います。

2 点目に、現在、用地費として3億円ついています。今後、用地買収費として用地国債を使う方法と、用地事務委託の方法があると聞いております。国交省では、9月末までにどちらにするか決定してほしいと、このように私は聞いております。本町では、過日の全員協議会において、用地事務委託で行うということです。果たして、この用地事務委託が既に締結されているのか、されていないのか。締結するに当たっては、多くの協定項目があり、協議が必要だと思います。もし締結されていないのなら、いつから協議を始め、いつごろその締結をするのか、その目安をお伺いしたいと思います。

3 点目に、着工するに当たっては、庁舎の位置が大変大きな問題となっています。同時に、まちづくり構想も問題であり、私は同時進行で早急に決めるべきと思いますが、決定されるのはいつごろか、町長の所見をお伺い致します。

まず、以上3点について、町長の所見を伺いたいと思います。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長（下村正直君）

大西議員の、国道56号改良工事についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の中でありましたように、この道路は大変、町民のみならず、幡多地域の皆さまに切望されておる道路でございます。一日も早い着工、完成が望まれるわけですが、いろいろ紆余（うよ）曲折がございまして、現在のような状況になっております。

それでも、今年の夏、忘れも致しませんが8月7日に東京へ赴きまして、今、テレビでハッ場ダム等々の答弁をしております谷口事務次官等をお願いをしたことでしたが、事実上着手というような形になりまして、今を迎えております。

これからの取り組みでございしますが、まず1番目に、この工事は予定どおり実現できるのか、町長の所見をということでございますが、議員ご質問のように政権が交代されまして、非常に見通しが立ちにくい状況もございします。ただ無駄を省くことをいいまして、この道にかんしましては、いわゆるB/C（ビーバイシー）というか費用対効果の面ではなくですね、まあ生命の危険にさらされておる今の国道の状況を解消するというところに重きが置かれておるということで、今までの要望活動等の中でも、皆さんがそのように認識を明確にさせていただいておりますので、ただただ、費用対効果だけで判断するということはないんじゃないかというふうに思っています。まあそれにしても、これからですねいろいろ細心の注意を払って、それなりの対応を必要になってくるんじゃないかとも思っております。

次に、それによって、いつ着工、完成をするのかということでございますが。まあ、工事そのものは、よく関係、国交省の皆さんもおっしゃられますけども、始めたら、そう時間のかかる工事ではないというふうに言われております。まあただ、早咲工区からですね、この秋、買収にかかって、早咲工区の場合は、まあ戸別の買収ということになれば、やはり単価の問題等々、いろいろなことはあろうかと思っておりますけども、基本的には全関係者が合意をいただいておりますので、スムーズに進むんじゃないかと思っております。その時点で、我々の方も着工ということに強く要望をしまいたいと思っております。そうすることによって、一部まだ理解を得られていない皆さんにもですね、もう現実にこの事業は始まったんだということを認識をいただいて、スムーズに用地の手当をしていくということにつながっていくのではないかというふうに思っております。

まあそういうことで、年次的に何年度に完成というふうなことは、ちょっと私も今のところ分かりません。

次に、用地買収の件でございしますが、議員の質問にありましたように、国交省の方からこの夏に、用地国債を利用しての買収、あるいは委託による買収ということで提案がなされました。まあ町としては、一番この際に心配しましたのは、町のそのことの受け方によって、国交省の方がまあトーンダウンと申しますか、事業の取り組みに少し引くようなことがあっては絶対にならないというふうな基本的な思いはありましたけども、現実、町の職員がこれに携わっていくということになったときに、どういうことになるのかといったこと、あるいはその契約の内容等々についても慎重に検討を致しました。

その結果、用地国債につきましては、特別会計を設けて、議会の承認を得れば可能なわけですけども、まあ現実問題として、現在は開発公社もございませんので、そのへんどうかなという心配もありました。そして最終的には、今議会の行政報告でも申し上げましたように、事務委託によって委託を受けて、町がその内容としては、用地の契約までを町がお預かりするという形で進めていくということで決定といたしますか、早い時期に国交省の方と契約を結ぶということにしていきたいと思っております。

ただし、まあ来年度の取り組みということですので、国交省の都合もあろうかと思っておりますので、こちらの都合だけで契約を早急にとということになるかどうかはちょっと分かりませんが、まあ、決めた限りは、なる

べく早く手を打っていきたいというふうに思っております。

それから、3番目の庁舎の移転の問題でございますが、先に竹下議員のご質問にもお答えを致しましたので重複するかもしれませんが、庁舎の移転先については現在、庁舎移転建設検討委員会で鋭意検討をいただいているところですが、大変難しい問題ですので、結論が出るには、もう少し時間が必要ではないかと考えています。しかし、この国道56号大方改良事業もこういった状況で進ちょくを見せておりますので、この庁舎の移転も急がれるわけです。

そういった意味で、できればこの年度末までには、庁舎移転建設検討委員会の答申を出していただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

まあ、1問目の質問については、生命の危険性を感じるので、費用対効果の面でなくて、そちらの方からも訴えたと。しかし、何年度が着工か、まだ未定であると。

まあ、今まで私、ずうっといろんな質問を、数限りなく議員さんの質問も聞いてきてですね、ここに至っては、もう町長のほんとの姿勢しかないんじゃないのか、決断しかないんじゃないのか、このように思っています。

改良工事は国交省任せ、庁舎ならびにまちづくり構想は検討委員会というようなこと、形としてはですね今まで必要だったかもしれませんが、これからはもう着工しようとする時点になってますので、私は、町長の決断力ひとつにかかっていると、このようにまあ思っております。

まあ、そういうことは後でまた町長の気迫をですね確認したいと思しますので、後に回しまして、2回目の質問をさせていただきます。

私は1回目の質問で、いつごろ始めて、いつ完成か、あるいは、いつ決定されるのかと、いずれも時期について質問致しました。それは、私は政権が代わり、政策が不透明であるために、公共事業において大変危惧（きく）を感じているからです。国交省中村河川事務所への公共事業の交付金は半減する可能性があるのと、このようにまで言われています。

そこで、仮にこの事業が予算がつかず、見送るようになったり、あるいは一時停止になった場合、町長は政権が代わったから、あるいは予算がつかないからといってあきらめるのか、それとも、この事業は私の政治生命を懸けた事業であり、完成するまでは強い信念の下、主体性を持って積極的に取り組む、この姿勢があるのか。まず1点、お伺いします。

それから、用地事務委託については、できるだけ早く協議し締結するということですが、私は、こういうときですので、迅速に、早急に締結すべき、進めるべきものだと、このように思っております。

そこで、先ほども申し上げましたが、もし用地事務委託が締結されても、予算がつかず見送られるようになった場合、一時的でも用地国債を使い土地の先行取得を行って、事業を推進する考えはあるのか。町長の姿勢を伺います。

また、3点目として、過日、国交省の高松の中央整備局に、改良工事の陳情に行ってきました。整備局では、中村河川事務所は既に動いていると。今までは皆さんの要望を聞いてきたが、今度は私たちの要望を聞いてください、このように言われました。それは、早く庁舎の位置を決めてください、こういうことでした。

町長はどのように、この件について認識されているのか。私は、国交省は早く着工したいのに、黒潮町の受け入れ態勢ができていないために、いら立っているような感じが私にはします。庁舎の移転とまちづくり構想

は、先ほども申し上げましたように同時進行でなければ、この工事は着工できないと思ってます。各委員会の意見を早急に集約し、コンサルを交えて絵を描き上げる気持ちはあるのかなのか。それとも、あくまでもコンサルは使わず、住民の声を主体に絵を描いていくのか。

また、併せて、この工事が入るに当たりましては、職員の増員も絶対必要になってくると思いますが、その考えはあるのか、お伺い致します。

2回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

大西議員の、国道56号改良につきましての2回目のご質問にお答えを致します。

まず、用地買収の委託のですね、契約の速やかな締結ということですが、これについてはできる限り早く、決めた以上ですね、締結をするということを申し上げております。

それから、まあ場合によって、中村河川国道の予算そのものがですね半減というような話も、議員どっかで聞かれてきたんじゃないかと思いますが、いろいろ出先機関の廃止等々ですね、自民党時代から言われておった関係もありますし、そういったことがですね起り、あるいは予算そのものがつきにくい状態というのは想定もされます。

まあこの時点で町長はあきらめるのかということですが、絶対、あきらめることはできません。あきらめません。推進するのみという思いでございますので、今の契約の締結等についてもですね、推進の妨げになることは絶対に避けなければならないと。少しでも早い着工、完成に近づけるということを念頭に置いて、すべてにおいて対応していきたいと思っております。

また、受け入れ態勢ということで、高松の整備局へ陳情した際の議員の印象でございますが、われわれ担当者、あるいは所長等々ですね、細かな点も随時話して進めておりますので、町の対応がまずいので、なかなか着手に踏み切れないと、そういうことは一切ないというふうに思っております。

ただ、いろんな関連から考えてですね、当然、庁舎の移転場所の早期の決定、あるいはそれに対するもろもろの対応、そして、職員の増員等々ですが、先ほども言いましたように、推進のためのあらゆる対応ということで、庁舎の移転につきましても、町も主体性を持って、早期にしかるべき場所の決定をしたいと思っております。

それから、来年度以降のですね職員の機構の改革、体制の中でも、この職員の増員、庁舎の建設については、今、検討しておるところでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

まあ、大変心強い、絶対推進をしていくという、大変心強い答弁をいただきました。まあ推進のためには、細部にわたっていろいろ国交省とも話し合っているということですが。

最後になりましたが、3回目の質問をさせていただきます。

まあ先ほどから申し上げてますように、国交省中村河川事務所では事業認可も取り、改良工事は行うと言っています。今、各関係機関や多くの住民から、町長の決断力が問われていると思います。関係機関や委員会の要望を早く集約し、吟味して、最後には町長、町長自らが決断する以外に、私はこの事業はできないと、このよ

うに思っています。

今朝の新聞でも、庁舎の問題が8カ所提案されてるといような新聞記事に出てますけど、こんなことで果たして間に合うんだろうかと、私は非常に危惧（きぐ）を感じています。もっと強い信念と説得力を持って、最後はおれが説得するしかない。住民に対して、議会に対して、これしかないんだという強い信念の下、説得するような案が町長自身になれば、大変この問題は右往左往する。下手すると、流れるような気さえ致します。

町長、ここでもう一度お伺いしますが、情報基盤整備のときには不退転という言葉が使われました。どうでしょうか、この事業に対しても不退転で臨むのかどうか。私は、その不退転という言葉に対して語源をちょっと引いたところ、不退転というのは、ある修行僧があまりにも修行が辛いので、途中から俗界へ帰ろうかと迷ったときに、いや、そうはいかんと。ここまで修行してきたんだから、最後まで、悟りを開くまでやると、そういう決心をしたときに出た言葉が不退転と、こういうふうに向っております。

町長、この事業に対して情報基盤整備同様、先ほどもちらと強い意志を答弁いただきましたけど、不退転をもって臨んでいくのかどうか、お伺いしたいと思います。私は、この資本主義の社会においてですね、今、多くの町民が働く場を求めています。資本主義の社会において、経済の発展はまず金が動くことが原則と、このように思っています。そこで、この改良工事は当初予算30億程度を聞いておりますが、これに町道の新設や排水工事、庁舎の移転等を含めると、恐らく40億以上の金が動くと見ています。すべての金が町内に落ちないにしても、工事が始まれば人が集まってきて、宿泊する人、飲食する人、あるいはうちを建て替える人、もろもろの経済効果が出てくると思います。この冷え込んで、ほんとに仕事がない多くの住民が願望していますときに、この事業はぜひ積極的に、迅速に取り入れていくべきだと、このように思っています。

金を動かすという面で、私は日本文化が好きで、時々落語、あるいは漫才的なものを聞かしてもらいますけど、ちょっと余談になるかもしれませんが、落語の一節に、金を動かすというのはどういうことかというところで、笑い話が1つあります。

それは、1軒のうちに仲のいい夫婦がおりまして、年寄りが住んでいた離れが1つあったそうです。そこで、女房から毎月3万の小遣いをもらって、旦那はその金を離れの人に運んでいたようです。ところが、長い間運んでいるうちに、待てよと。うちに空き室があるなど。あそこをただで貸してやりゃあいいんじゃないかなと考えて、離れの人に、お前、家賃払うてここおるよりもおれんくへ来て、ただにしちやるが、空き室使わんかというようなことで、離れの人をうちに呼んだようです。まあその前に、奥さんに対してはどうやと。毎月毎月小遣いをくれるが、感謝してると。しかし、気の毒だから、あの空き部屋をおれの小遣い分で貸したらどうぞと。そういうような話をしてですね、まあうまくまとめまして、その離れの人を連れてきたわけです。そして、女房からもらったお金をそのまま離れの人に渡し、離れの方は、それを部屋代として女房に払うと。これがまあ、その落語の一節です。同じだった3万、増えもせん、減りもせん3万ですけど、3人の間を頻りに動くために、1年間3万が動いて、まあ家庭の中は円満と。それはなぜかという、女房にしてみれば、今まで自分の財布から出した3万が、部屋賃が入るので、ええあんばいやと喜ぶ。それから、旦那さんにしてみりゃあ、そのもらった金をすぐ離れの人に渡せば、離れの方は必ず部屋代でしてもらう。そしたら奥さんは、めっそに金払いのいい人やねと。こういうことになり、最後はですね落語ですので、まあ離れの人が旅行に行けば、土産も買ってくる。あるいはおかずが残ればですね、離れの方のそこへ、あんだ、持って行ってやったやというようなことですね、非常に和んだ家庭になったと。

しかしこのことをね、裏をひっ返せばですよ、誰かが1カ所で止めた場合、どうなります。せっかく円満やった家庭もですね、家賃を払わんからお前には小遣いはやれんと、小遣いをくれんから家賃は払えんというよ

うなことでですね、やっぱり行き詰まってくるんですね。

今、ずっと、必ずも匹敵するわけではないですけど、黒潮町を見たときに、ほんとに住民としては何か事業が取れんかよと、何か仕事を取ってくれやと、いろんなことを聞いてます。幸い今年はですね、経済危機緊急対策とか、いろんな形で交付金が来ましたので、まあほそぼそながらも各集落で舗装をしたり、排水を据えたりですね、やっと仕事が出だしたと、一部ではそういう声も聞いております。しかし、来年を見通した場合に、ほんとに危機感を持っています。

私はそういう意味からもね、この改良工事、また公共工事ですが、もっと積極的に、迅速にやってもらいたいと、このように思っています。私の実感としてはですね、まあ今までの経過を見ると、議論ばかりで何か前が開いてないなあ、このように思う次第です。このような状態を、ある人はですねこのように言ってます。議して決せず、決して行わず、行ってものにならずと、このように例えた語源があります。ぜひそういうふうにならんようにですね、これからは迅速な対応でもって、非常にその時代が不透明ですので、町長独自の強い洞察力と決断力でですね、この事業はできれば23年度には着工して、25、6年には終わるようにですね、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、その不退職で臨むのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

言葉で簡単に言うのはやすいわけですけども、ひとつ私の今までの経過の中での思いを聞いていただいた上でお答えを致したいと思います。

正直申し上げまして、16年の8月に大方町長に就任しました、その年の6月に、直前にですね、まあ反対者の方が弁護士さんに依頼するということがありました。そして私も、まあ新人の町長という思いの中でですね、国交省なりといろいろやりとりをしましたけども、国交省はまあ正式にですね、その弁護士さんと何回もやりとりをしてですね、まあ遅々として進まんというような状況でした。正直私も、どうしてこれを打開したらいいのか悩みました。そして、あるときに、もうとにかくこれを打開せん限りは、私の政治生命というか、町長をする意味もないなというふうな思いを致しました。それで、まあ何とかこぎ着けたわけですけども。最終的に、弁護士さんにもですね大変失礼であったかも分かりませんが、弁護士さん、私や黒潮町民だけが相手じゃないですよ、幡多10万人が相手ですよ、というふうなことも申し上げました。同時に私は、この議場の場でも申したと思いますが、そういった意味で政治生命を懸けて、この事業に取り組みますということでやってきました。

あらためてですね、その思いで、不退職の決意で臨んで、既にそういう決意で臨んでおるところですが、あらためて、そういう決意で臨んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

また、いろいろそれにかかわる事業等々、町の方で主体性を持ってということですが、やはり検討委員会を開いてですね、町の考え方を述べはするものの、それぞれ皆さん意見があるわけですので、これを無視して進めるというわけには当然まいりませんので、そういった中で、よりスムーズな決定をいただけるように私も努力を致しますし、また、あるときにはそういうリーダーシップ、あるいは主体性も強く打ち出していきたいと思います。

まあつきましては、議員の皆さん、あるいは各関係機関の皆さんにはですね、住民の皆さんもちろんですが、そういった意味でご協力も賜りたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

改良工事については、まあ不転で臨むということですので、現時点において、これ以上の答弁はないかと思えます。

次の質問に入らせていただきます。

質問に入る前に、今回、各皆さんのテーブルの上に写真を配布させていただきました。これが、現在の鞭の河口の写真でございます。大きく東に蛇行致しまして、河口の末端は、鞭の下部の林ガソリンスタンドの前まで来ております。1枚目の写真が現況の写真であり、過日、県へ要望致しましたところ、県も日ごろ、この危険性については認識しており、早速対応していただきまして、迅速な工事をしてる現場の写真が2枚目の、2枚の写真でございます。

ところが、あまりにも河口で処置をするために、2枚目の下の写真ですが、ブルとユンボが仕事してましても、満潮時になったら、この砂の上を大きく波が洗うような状態であり、最終的にはここではないかと、この砂の量では足りないということで、現在、どういうふうにして工事を仕上げたかといいますと、各写真にありますグリーンの草の生えている所、大体、ここの下が絶壁になってましたけれども、これを削りこかして、緩傾斜を作ったと。それで、まあ今回の工事は終わりというようなことになっているわけです。まあそういうことで、一応写真をご覧いただきたいと思えます。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

浮鞭海岸の河口は、写真のとおり大変東に向け大きく蛇行し、スタンドの前まで来ています。この件につきましては、県も危険度は認識を持っており、何度かロープの張り替えもしています。しかし、見かねた住民の要望により、過日、緊急ではありましたが、県の担当者と同場で話し合った結果、本年度は応急処置で最も危険なところを工事してほしいと、こういう声でありました。以後、早速その工事に掛かっていただきましたが、ブルが動き始めた工事が始まった時点から、多くの住民がこの工事を見るために、毎朝、少ないときで4、5人、多いときは10人ぐらい、あそこに立ってですね、この工事は何のためにしてるんだと。このように、非常に住民としては、まあ憤慨を持ってですね見てたわけです。まあ今回はですね、応急処置ということですので、住民も納得をせざるを得んと、そういうつもりで住民の方にも、私も説得してましても。

このような対応の仕方はですね、以前も何度かやってきてます。現に、写真に写ってます小ブロック、これが川の上流に向かって4カ所ほど捨てられています。その都度、河口を何とか沖の方へ、南の方へ真っすぐ出したいという狙いの下にですね、ブロックを何回か、4カ所ほど放り込んでいただいております。しかし、いずれもその効果がなくてですね、現状のような蛇行になったわけです。

そこで、今回も要望するに当たりましては、住民としてはですね、河口にしっかりした道流堤を突き出してもらいたいと。それ以外に、こんなこと何度やってもおんなじじゃないかという要望が、日増しに声が高くなっています。

そこで、町として、県にこのことを強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、大西議員の一般質問の2番目のですね、浮鞭海岸の河口工事についてのご質問にお答えしたいと

いうふうに思っております。

その前にですね、少し古い写真等を確認しましたので、その状況もちょっと報告しておきたいというふうに思っております。

その写真というのはですね、入野漁港の東側に海岸リーフを造っておりますが、そのときに波打ち際を、まあ汀線(ていせん)というふうに言いますけれども、その状況がどのように変化しておるかというのをですね、確認を致しました。

その方法と致しましては、国土地理院が何年かに一遍、この上空を飛んでですね写真をずっと撮っております。その資料がですね、昭和41年ごろからありまして、それはコンサルの方が求めた資料ですが、その資料によりますと、41年から63年まで4枚の、まあその年度等を大体分けた写真がございます。

それとですね、平成4年に浮鞭海岸のまあ下りる場所と申しますか、緩傾斜を作っておりますけれども、そのような状況を見てみますと、昭和の41年にはですね、現在のような東へ蛇行した河口になっております。それからだんだんだんだん、63年に向かっては、写真上はですね西と申しますか南と申しますか、入野の方に河口がまあ、湊川の所から真つすぐ沖に出たような状況になっております。また、平成4年にはですね、現在のような蛇行した状況になっております。まあ自然の現象で、まあ現場が砂浜という所ですので、そのような状況があるということをご確認していただきたいというふうに思っております。

まあ現状から考えますと、その後ですね国道の端に、海岸部にですね松を植林をして、砂浜そのものが安定しておりますので、河口が東へ寄った段階で、まあ現場としては今ご覧の写真のように、相当危険な所になっておると申すことは、まあ確認できるというふうに思っております。

そのような状況の中で、大西議員と現場を見ながら、また、県の職員にも要請しながらですね、県の方から何とか今年については応急工事で対応したいということで、現在の工事ということになっておりますので、今年度についてはその点でご理解いただきたいというふうに思っております。

今後、まあ地元要望をですね実現するように、まあ県の方に要望するかということですが、それは、もちろん行っていきます。が、やはりですね、一度シミュレーションと申しますか、どういうふうにしたが一番今後、再度の繰り返しが無いような対応できるかというところをですね、県のあたりはまあ今後考えていくであろうというふうに考えております。

まあいずれに致しましても、町もですね地域と一緒にですね、要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長(小永正裕君)

大西君。

17番(大西章一君)

まあ、町も地域と一緒にですね要望していくということですが。

住民が一番その心配してるのはですね、道流堤を要望してもただ河口を変えるだけで、低い道流堤で、今までのようなブロックをちょっと放り込むというような対応で済みゃあせんかと、そういうことを非常に懸念してるわけです。

特に、鞭海岸においてはですね、県が築きました緩傾斜の階段状のものが4カ所設置されております。これに対しては、以前も住民の声として県に、津波に対して大丈夫かとか、いろんなことで問い合わせをしました。ところが、県は大丈夫だと。そして、むしろ取ることによって国道が危ないというような答弁をしたりですね、そういうことで、非常に腰が重い。

また、事実としてはですね、4、5年前でしたか、国道に大変、スロープの所が砂で埋もってるために、まともに砂がはい上がってきてですね、国道の掃除をしなきゃいけない。そこで、慌てて県はあそこに、ピオスのとこですけども、あそこに防砂フェンスを設置したと。しかし、あとの3カ所についてもですね、住民の声はおなじなんです。風向きが変われば、おれのところも来るんじゃないかと。現に、といはさびよる、サッシはさびるとい声、非常に声として大きくなってきてます。そこへ今回の、こういう蛇行ですので、住民としては津波に対しても非常に危機感がますます大きくなってます。

だから私は、今回はですね、本格的な道流堤を、しっかりしたものを突き出してもらいたい。そして、その道流堤の裏が、よく砂が取られると言われますけど、そこに植栽のできるような形でですね、河口がしっかり南に向かって出るような。私たちは子どもの時分はですね、あそこで早咲部落の住民と、うちの部落のお年寄りたちがですね、両方からさおを投げ合ってボウ釣りをした、そういう絵を頭の中に記憶として持ってます。また、私たち自分自身がですね、鞭の浜で盆踊りをしたり、ソフトボールをしたり、結構広い砂浜でした。まあ、現在ではどこの砂浜も、やせているとゆって言われますけども、住民としては調査した結果じゃありませんので、はっきりした因果関係は分からないにしてもですね、結果として各港の整備が進むにつれて、鞭と浮津の海岸は潮当たりがえろうなつた。このことは鞭だけでなく、浮津の住民も口をそろえて言ってることです。現実として、浮津の海水浴場の駐車場にはですね、東から石垣で、去年でしたか、一応、わずかな防波堤で対応をしていただきましたけど、ああいう現象がですね、鞭と浮津の海岸においては起こってるわけです。

そこで、現在須崎ではですね、津波対策として、須崎港の中に内堤防を造っています。総工費70億と伺っております。これは国の直轄事業でやってるわけですが。

過去に、津波の最も危険な区域として私が一般質問したときに、東から室戸、須崎、旧大方町、土佐清水と、この4地区が県内で最も津波の到達も早く、被害を被るだろうという指摘をされているということを申し述べました。今、あそのピオスの所の河口に立ったらですね、沖を眺めた場合、全く無防備の状態です。しかも、あその河口は一番町内でも内側に入って、潮を受け込む状態になってます。だから、前にも一度、そこへしっかりした道流堤を突き出して、津波を少しでも入り口を狭めるということはどうですかと質問したことがありますが、そのときには、震災に対してはまず自助、自らが助かることだ。それから、共に助かる共助、そして、最後が公助ですが、道流堤についてはハードルが高過ぎると、現時点では難しいと、こういう答弁をいただいております。

しかし、条件から言えばですね、須崎にしても黒潮町にしても、要望する条件はそろってると思います。私はこの際、津波対策も兼ねてですね、しっかりした道流堤を築いてもらうよう要望していただきたいと思います。

その点について、いかがですか。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、再質問にお答えしたいというふうに思っております。

津波とですね道流堤の関係ですが、基本的に議員ご質問のですね、須崎の津波対策の堤防関係と、今回ご質問のある道流堤とは、方向性が若干ずれてるんじゃないかなというふうに思います。

基本的に、町の津波対策でハード面を、まあ町内の津波の高さというものが、まあ現在想定されておるのが8メートルとか言われておりますが、それを完全に防御できるような堤防を低い部分に設置するというのは、もう今までの答弁にあったようにですね、それはできないと。ハードルが高過ぎるということで、ご答弁して

いたとおりでございます。

それで、まあご質問の湊川、加持川の水を海に流す道流堤というものをですね、海に対してまあ直角、あるいはその方向に向かって造るものだろうというふうに思っております。先ほどの回答にも申しましたように、それについても要望はしてまいります、やはりシミュレーションをしてですね対応するべきだろうと思いません。

というのは、今、緩傾斜をピオスの前に作ってですね、砂が上がったという現実がございます。それで、堤防の上に防砂のフェンスをやったというような経過もございますので、今回、施工する場合は、県も相当のシミュレーションをしてですね、どこから見ても問題ないというものでないと施工できにくいというふうに思いますので、そのあたりを含めてですね、要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

まあ、先ほどちょっと津波を引っ掛けての質問になりましたけど、私の聞いたところによると、もう須崎の工事あと1、2年で完了と。そして、その事業費はですね、今度は高知か宿毛へ持ってこうかというような情報が入ってます。

人口差もあるとは思いますが、南を受けた大変危険な地域に指定されてますんで、せっかくここに道流堤を造るんだったらですね、それらも含めて、もっと強い要望でぜひ臨んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。答弁はいいです。

議長（小永正裕君）

これで大西章一君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 51分

再 開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、坂本あやさん。

6番（坂本あやさん）

今回、一般質問させていただきますのは、黒潮町の地域担当制についてということでご質問をさせていただきます。

この地域担当制ですが、19年度から始められた地域担当制が今年度で終了する。現状と課題、次への取り組みを問う、という形で質問を用意させていただきました。私は、皆さんもご承知のとおり、この問題については何度かこの議会の方で、町長に質問をさせていただきました。

前回の、そうですね、19年の5月1日発行の議会だより等にはですね、黒潮町の行政を問うということで、今年度、地域担当制が始まって、初会に職員の方を参加させ、地域の担当制が実施されていくということについての説明をする。それから、そういうふうなことから始まりまして、で、実際に地域の担当制が始まりましたのが、そうですね、9月の議会の際にはもう既に地域担当制が始動したというような形で、その当時から、いつになったらこの担当制が実際、町長の公約どおり実施されていくのですか、というご質問をさせていただ

きました。

そして、今年度で地域担当制やってみて、その結果どうだったかということがお話し合いができ、また反省なり、それから、これからの方向性なりについてお話し合いがなされるのではないかなということがありますので、ちょっと私がこの3年間の間、地域担当制について考えたことを含めて、町長にご質問をさせていただきたいと思っています。

まず町長は、私はまちづくりというのは、やっぱり集落の整備から始まっていくんじゃないか、ということをご質問したことがあります。で、まちづくりの整備というのは、やはり基本的に町の単位というのは集落です。その集落がいかに輝いていくか、いかにその地域独特の取り組みがなされていくか、そういうことが大切ではないですかということを行いました。そのときに、ではそこで、地域担当の職員は一体どのような仕事をする立場に置かれることになるのですか、というご質問をしたときに、町長は、地域担当職員は地域のコーディネーター役を果たしていくのだ、というご答弁をいただきました。そのときに、これからの地域の中には、集落の消滅であるとか、極度な高齢化、それから鳥獣の被害、突然の災害やコミュニティーの空洞化などが出てくると。そういう課題が浮上してきたときに、多様な専門知識が要り、技術は要求される。そうした集落を助けていくために、地域のコーディネーター役として、担当職員は仕事をしていくことになるだろうというご答弁でございました。

私も、その考え方については全く賛成でございまして、ぜひ、この地域担当制の職員の方々が、そういうふうに地域の中でコーディネーター役を務めていただいて、そして、地域に活力を与える一役を担っていただきたいという思いを今も持っておりますし、その基盤をこの3年間でつくっていただいたのではないかなというふうに思っています。まあ結果はともあれ、こういうことをですねやっぱり実行していくということに対して、私は行政の姿勢に評価を持っています。

そこで、1つ、お預かりしてきた文章がございまして、これは、ある議員さんから私の方にですね、この担当制の質問をするのであれば、この人の気持ちをぜひ伝えてほしいということで預かった文章です。その方のお書きになった文章は、地域に密着した、地域の協力員の設置について、限界集落と言われる地域が黒潮町でも、あ、ごめんなさい。題名ですね。地域に密着した地域協力員の設置を望む、ということについてお書きになった文章です。

限界集落と言われる地域が黒潮町でも生じています。地域で生活する方々の生活はもちろん、離れている親族や子どもたちは、残された家族のことを心配することは誰も同じ考えと思います。一致団結して生活していることは想像はできますが、もっと団結して、協力し合える組織づくりが重要と考えます。これは、各集落の中で地元の人たちが一生懸命まあ、自分たちの集落自治に取り組まれているということだと、私は考えています。ただ、そのためには、区長以外に各地域で各種事業、草刈りとか道路の補修だとか、水路の管理だとか、積極的に参加できる方に、実務に応じて金額を補助するなりしてですね、そういう制度をつくって、地域を支援をしていただきたい、ということだそうです。そして、各集落の区長さんに委託して、そういう事業を各部落の中でも進めていただきたい。そのための補助金等を町にも支出をしていただきたい、というようなご意見でございまして。

それと、個人に対しては、シルバー人材センターやホームヘルパーさんなどの支援がありますけれども、地区内の管理、それは地域に任されていて、そこを支援してくださる組織はいまだにない、ということです。

そして、各集落に、各地域を活性化し、住みよい地域に住みたいという気持ちはあっても、そのことは全住民が考えていると思われそうですが、しかし、限界集落では実施に向けて参加できる人間が限られて、いつも同じメンバーばかりになってしまいます。しかし、誰かがやらなければ解決しない、そのような折に、何らかの手

助けが町よりできないかと考えています、ということです。

そして、地域において住民の声を聞き、行政に反映さす、小さなことからこつこつと進めてくれる行政の役割をアピールし、黒潮町には町長をはじめ、信頼される役場となることを期待していると考えている、ということです。

それともう1つ、町長に対するご要望があります。それは先ほど、町長の方にもお話がありましたけれども、地域では、職員が地域に10回足を運ぶよりも、町長が1回足を運ばれる場合を町民がとても喜ぶことになる、というようなご意見も書かれております。住民の声を聞き、町長の思いを聞いてもらうこと、そういうことが、まあ住民にとっては大変うれしいことなのではないか、ということのご意見を預かってまいりました。

この中で私、一番最初の方の、その限界集落と言われる地域が黒潮町でも本当に多くなっている。それから、先ほど町長の方のご説明がありました中でもですね、準限界集落、限界集落というお話がありました。やっぱり同じように、そこの方々も何とかしたい、自分たちでも努力をしたいと、こう思っているんじゃないかなと思います。

そして、この方もおっしゃるように、地域協力員の設置というのは、まさに地域担当職員がやっぱり地域に入って、地域の本当に必要なことが何なのか、それを行政の方に挙げて、行政の支援をしなければならない所については行政の支援を入れる。そういうことをやはりお望みなのではないかなというふうに、このお手紙を拝見しながら感じたことでした。ですから、この地域担当制を敷いたという町行政の方向性というのは、私は間違っていなかったというふうに思っています。そして、なお、こうして求められるものになっているのではないかなというふうに感じたことです。ただ、その方法というのはいろいろあると思いますので、今のやり方がすべてではないというふうにも感じています。

まず、私もいろんな所で地域の方のご意見を聞くことがあるのですが、先日ですね、審議会の答申を作る作業にも参加させていただきました。で、そのときに、区長さんのお話というのを何人かからお聞きすることができました。で、そのときにもですね、各区長さんのお話の中から出てきたのは、その地域によって、この担当職員の受け入れ方には温度差が確かにありましたということでした。そして、何回も足を運んでくださる担当職員の方もあれば、やはりこちらから要請をしないので、1度来ただけ。それから、何回かお会いしたただけの方もいらっしゃるということでしたが。区長さんは、私たちが力のある職員の皆さんの支援をよう受けてないというような表現をされている区長さんの声がございました。最初ですので、どんなふうに接しているのかなかなか分からなくて、例えば、大方地区の担当職員になっている人が佐賀の地域にお住まいであったり、佐賀の役場の方の担当課にいらっしゃる人であったら、なかなか大方の方まで足を運んでくださいという呼び掛けがしにくかった。ちょっと無理を掛けるかなというようなことで、申し訳なかったかなというふうな思いのある方もいらっしゃいました。ですが、やっぱりその方々の力を借りて集落を再生していきたい、自分たちの集落の自治に力を貸していただきたい、そういうふうな思いは、各区長さんが持っているんじゃないかなというふうに感じたことでした。

こういうふうに、各集落の中である程度、まあ自治ができる集落というのは、非常にまあ担当職員の方の直接的な支援がなくても、ある程度はできていくのかなあというふうな、まだ希望があるのですが、でも、なかなか人数的にも、ご年齢的にも苦しくなった、そういう地域の中においては、やはりそういう職員さんが入って、その状況を見極めて必要な手だてを入れていくということが、本当に求められることではないかなと思います。

今、この方のお手紙の中にもありました、草刈りや集落の整備、そういうことをするだけで地域が明るくなったりとか、そういうことがあるんじゃないですかということを私、前回のときにも町長の方にも訴えたこと

がございます。この方のお手紙を読むと、やはりそういうことも各集落では求められている政策なのではないかなというふうに思いました。ですから、各集落が、例えば入野地区のような大きな集団ばかりの集落ではありませんし、各集落集落によって特徴もあるし、違いもあります。年齢構成も違います。そういうところには、それなりの方法を入れてあげなければいけない。ということは、今回の地域担当制を見ながら、そして、こういう手紙を読ましていただきながら、つくづく感じることです。

ですから私は、この時点でも、この地域担当制が今年度で終了する。しかし、やはりこれから先も、このことは望まれているのではないかなというふうに思っています。

ですから今回、1問目の質問と致しましては、19年度から始められたこの担当制について、町長はどのようなお考えを持っていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

坂本議員の、地域担当制についてのご質問にお答えを致します。

この地域担当制につきましては、大変多くの思いがございまして実施したわけでした。まあ、大変大きな思いというのは、合併してですね、お互いの旧町の住民の皆さん、あるいは職員の皆さんの融和といいますか、交流が少しでも行われればという思い、また、今ご質問にもありましたように、担当の職員が地域集落との間で、そのコーディネーター的役割を果たすことによって、衰退の一途をたどる地域集落に意識の変革をもたらす、自立的な、潜在的な、内発的なことを引き出すと、そういう欲張った思いがありました。

まあそうした中で、時代は大変、地域集落にとって厳しい時代に、ますます深刻な状態になってきております。そのせいか、私の思いと思いを同じくする国の地域支援に対する事業、対策等々も、ちらほら出てくるというようなことになりました。そういった意味では、議員もおっしゃっていただきましたように、間違った考えではなかったかなというふうに思っております。

が、特にですね意識して、ミッションといいますか使命を与えませんでした。集まりの中でですね、何度も言いましたけども、職員にも。何も使命も与えられずに、また、残業手当もつかずに、一定の制約の中で、その自分が担当になった集落の潜在的そういう力を引き出して、自立の歩みをしていくような、そういうものを育てて、はぐくんでいくために、どういうことを自分ではできるか、どういうことをしたらいいのか、それを考えるのが今回の担当制ですというふうに、大変突き放したようなことですね、あえてやってきました。その結果として、本当にその職員にとって膨大な時間を割いてですね、1つの集落に入り込んで、いろいろな事業展開を区長さんや住民の皆さんとやった。ほんとに申し訳ないなと思うような、適当にやってくればええのに、というふうに思うような場合もございました。また、ご指摘にもありましたように、全くと言っていい、機能してない状況も当然ながらありました。私はまたそれについてもですね、そういう温度差、個人差、地域集落間の格差、あっていいんじゃないかということを申し上げてきました。まあそのように、大変、ある意味では手放し、無謀な取り組みでありましたけども、この3年間通じてそれなりの意義があったというふうに、私は思っております。

さて、ここで、これからのとらえ方でございますが、この地域担当制につきましては、この年度で一応終了したいなというふうに思っております。そして、次の段階でございますが、先ほど来ご質問や、私の昨日あたりの答弁の中にも出てきましたけども、黒潮町の63集落、これは施設、シーサイドとか、かしま荘とか、そういった施設を除いた63集落で、もちろん中にはですね、1つの団地が1つの集落という扱いになっている佐賀地域の場合もありますので、人数構成的にはですねいろいろですけども、いずれにしても63集落中、佐賀で1

集落、大方で1集落、去年まではいわゆる限界集落という集落がございました。ところがこの、つい最近ですが、8月31日に藤本総務課長の、まあ、いつも総務課長に調べていただいておりますけども、最新の報告ではですね、何と7集落が限界集落になりました。私は蜷川の住人であり、出身でもありますけども、蜷川は人数的にもかなり、まあ集落でも120戸くらいありまして、人数的にもかなりおるわけですけども。象徴的にですね、蜷川がいつ限界集落になるのかというふうに、私自身シミュレーションをしておったわけですけども、ちょっと私の思いより少し、実は遅かったわけですけども、ちょうどこの8月31日で50パーセントジャストということで、蜷川も限界集落に突入を致しました。

そして、さらに私を驚かせたのはですね、55歳以上の方が半数以上を占める集落のことを準限界集落というふうに大野晃先生は言っておりますけども、その準限界集落が、何と42集落。新たにです。新たにといいますか、その限界集落を除いて。ですから、合わせると49集落がですね、限界集落およびその予備軍である準限界集落になると。これは、由々しき事態だと思っております。

日本国内でもですね、まあよその市町村のことを言って申し訳ないですけども、大豊町が全国で3番目くらいの限界集落ということで、それから大川村もですね、それに次ぐような、ベストテンに入るような状況です。このように、自治体そのものが限界集落化するという傾向も、これからどんどん増えるというふうに言われております。

そこで私は、これまで3年間の職員の地域担当制の取り組みを通じてですね、もう一步踏み込んだ地域集落支援をしなければならないんじゃないかと。それには将来的なことも考えて、一定の調査等々も必要ではないかというふうに思っております。

そして、まだこれは私の頭の中にある段階ですので、町長はああいうて言うたが一向にやらんというようなことを、ぜひ、そのへんはご了解をいただきたいわけですけど。今回はですね、まあ3人1組くらいで6チームくらいの、課等を横断的なですね班編成をして、まあ名前的に付けるならば、高齢化集落における集落機能の実態等にかんする調査とでもいいましょうか、そういった調査。まあ内容的にはですね、対象世帯の集落の世帯の状況、まあ一人暮らしであるとか、子どもさんがよそにおるだとか、帰ってくるのかあるのかないのかとか、まあそういった簡単なこと。それから、日常生活の状況。まあ自家用車を所有しておるのか、それをどのように使っておるのかといったようなこと。それから、買い物はどこでしておるのかというようなこと。それから、農業生産活動等々の状況。それから、集落の維持、あるいは振興のためにどんな取り組みをしておるのか。まあその中には、お祭りを夏も秋もきっちり今でもやっておるとか、いつかやめましたとか、そういったことも含めた集落の状況等々をですね調査をして、それを基に、この限界集落、あるいは準限界集落というものを対象に、何らかの手を打っていけないだろうかというふうに思っております。

それから、そういうことの発展した形として、もちろん単純にですね金銭的な支援をするということであれば、行為そのものはできなくはないですけども、当然、財源がついて回ります。そういったこと。

それから、先ほどの住民の方の意見の中にありましたように、一定集落としてですね、その住人として、町、集落等の支援を満遍に受けることはあるかと思っておりますけども、例えば、戸別のですね住まいの日常的な管理。おばあさんが1人で生活しておって、瓦がずり落ちたと。これを直したいが、自分ではできないと。こういったような軽微なことから、それでも自分でできないと。また、いろいろ手続き上ですねこと。なかなか、自分では簡単な手続きであっても、お年寄りにはなかなか困難な。また、しかるべき場所、しかるべき確認を取らなあならんというようなことにかんして、直接的な支援をする体制ができないかなと。

そこで、これも私の全く将来的な構想でございますけども、例えば、ふるさと支援センターというようなものを開設します。それは、どういう財源によって開設するかという、まあ理想というか、夢みたいな話かも

分かりませんが、ご両親なり片親をですねふるさとに置かれて、そして県外、町外、だいたいまあ都市部で生活されておる息子さん、お嬢さん、そういった方からですね、まあ、あなたのお父さん、お母さんを直接的な住まいの心配から、そういった手続き、あるいはいろいろな心配を直接的にしてさしあげますと。その代わり、あなたが都会から1回帰って来るのに掛かる10万程度の費用を年に出していただいて、それを会費ということではいかがでしょうかというような仕組みがですねうまくできれば、10人そういう方を契約してですね、スタッフを置けば、まあ1人10万ですと、100万円の原資ができます。その100万円で何人かの、まあ1人ぐらいしか、常勤じゃないにしても雇えんと思いますが、100口といえますか、100人の家庭とそういう契約を結ぶことができれば、1,000万円の原資ができます。そしたら、ボランティア的な意味も含めてですね、常勤でない方を10人程度、お雇いすることができるかも分かりません。まあそういう方にいろいろ、住まいから何から、直接的な支援をしていただく。また、特別な費用が掛かる場合には、それはそれで別途負担していただくというふうな体制ができないかなあと考えております。

これは、一番ポイントになるのは、いろんなわれわれ支援体制をつくってもですね、実際、さっきも言いましたように、屋根から瓦がずり落ちた、明日雨が来るかもしれないから今日中にそれを直したいということがあると思うんですよね。それに対応するということは、非常に困難です。まあ、近所に親せきの方等がおればですね頼むこともできるんでしょうけども、まあ世知辛い世の中ですので、親せきの方といえどもですね、なかなか迅速にそれに対応するといったことが少ないんじゃないかと思えます。

が、そういった現実的な、ささいなことですけど、現実的に困っておるということに対応できる組織、機構というものを、何とか構築できないかなと思ったりしております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

今、町長の次の計画というか、町長の夢の部分というのを聞かせていただいて、私も全くそういうことを、本当にこの地域が集落お一人お一人を支援できるような形ができたらいいなあというふうに、ほんとに思っています。

以前、情報基盤整備事業のときの質問のときにお話ししたことがあると思うんですが、例えば都会の方がですね、情報基盤整備を利用することによって、集落に残されたご両親の安否を確認できるようなシステムができないか、そういうことを少しお話ししたことを今、町長のお話を聞きながら思い出しております。また、それは決して夢ではないというふうにも思っていますので、それはきっと、これからの地域の基盤整備を進めることによって実現してくると思いますし、そのときに、では誰がやるのかということ、やっぱり考えておかなければいけないことだなというふうに思います。

実際、やるときには誰か必ず手だてを取って、人の力を借りなければできないのですから、では、それを一体誰がやるかということ、私は今考えていなきゃいけないということです。

それから、先ほどのお手紙の中にもありました、やはり集落にそれを、集落を維持するだけの財政がやはりきちとなければならないということですね。やりたいという思いはある。ですが、やはりそれを動かしていくための財政的な支援ももちろんなければ、集落は維持できないということですね。そこをどうするかということが、やはり大きな問題だと思えます。

ある程度、財政基盤がある所についてはですね、人をお雇いするとか、いろいろな方法を入れるとかでできるんですけども、私の集落は芝ですけれども、財産のない集落です。それから法人格もない集落です。ですか

ら、ここの中で新たな事業とか取り組みをしたときに、どこまでやれるかなということ、集落を維持するための費用というのは、年間一家庭負担率1万2,000円出して、集落の維持をしています。それやっていることってというのは、集落の道路は集落が守っていかなければいけません、今の大方の状況ですと。そうなったときに、集落が道路を直すための負担金も出してやっております。やっぱこういうふうな集落が、やっぱりまだできるだけまし、というところがあります。実際やりたくても、草を刈ることさえできなくなった集落、限界集落が今、幾つって言いましたかね、7に増えたというお話がありました。では、この限界集落は一体どういうことができるのかということ、もう一度こう真剣に考えていかなければいけないと思うんです。で、一つ一つの集落には一つ一つの特徴があって、その集落でできることが何なのか、できないことは何なのか、行政が手だてを入れなければいけないこと、財政支援を入れなければならないところは何か。そこをやはり深く見つけていただかないと、対策は打てないと思うんです。

なぜ私が今ここで、地域担当制を続けてもらいたいと言ってるかといえばですね、今やらなかったら集落は持たないと思うんです。消えていくだけです。集落には、今やっぱり集落を思い続けて、大事にしてくれる人たちがいます。この人たちがいるときに、次の世代に受け渡せる基盤をつくらなければ、集落は崩壊します。ここが今、一番大事なところなんです。集落にはそれぞれの歴史がありますし、文化もあります。でも、それはなぜかという、その集落の環境だとか、暮らし方だとか、そういうところに密着してる部分があるというのが非常に、各集落に入ると見えてまいります。そんな集落集落の特徴を生かして、政策的に入れていく、資源を開発するための資本を投資する、そういう政策が今からないと、各集落は本当に消滅していきます。そこをどうするかという手だてを今考えておかなければいけないので、私は今、この地域担当制ということを非常に大事にしたいと思っています。将来的に、町長がおっしゃるようなことが多分できると思うんです。でも、そのためには、今その基盤をつくらなければいけないと思います。その基盤をどうしてつくるかという、やはり役場の職員の方々が、やはりきちんと集落集落に対する支援の目、支援の手だてを取ることで私は思います。

今、各地域の中で、協議会が非常に立ち上がっております。この前も、北部活性化の事業の中で、佐賀温泉を中心にしたイベントに行かさせていただきました。そこで、私も、来てくれませんかということでしたので、うちの店も皆さんの地域が頑張るのであれば支援に行きますよという形で、私も自分の店のものを持って、そこに参加させていただきました。で、そこに目にしたのはどういうことかということ、集落の方々も、もちろん頑張っているんですけど、でもそこに、本当に一生懸命活動している、支援している、役場の職員の姿がたくさんありました。そうして役場の方々が支援をしてあげることによって、集落の住民の方々も生き生きとして仕事をしています。これが、私は役場の力ではないかと思います。これから、ますますこういうことが私は求められるのではないかと思います。

その方たちは、さて、まあ深くは分かりませんが、休暇を利用して参加してる方もいらっしゃるかもしれません。仕事として参加されてる方もいらっしゃるかもしれません。ですが、同じ町民として、いろいろな所で行われてる、そういった集落の維持を懸けてやっている事業、それは私たち住民も、もちろん支援にまいます。そこへ行って、報酬があるわけでもありません。皆さん、ボランティアで参加しています。おもちゃをつくる人、それから天ぷらを揚げる人、アイスクリーム、そういうものを作っていらっしゃる方、いろんな方がいます。その方には報酬はないと思います。でも、一生懸命、集落のために頑張ろうとしていらっしゃいます。そこへ、役場の職員の方、何人かボランティアで参加されていたんだと思います。そして、その情報を聞いて、ご夫婦で参加されて買い物をしてくださる方、いろんな方いらっしゃいました。そういうことが今、この地域には大事なのではないのでしょうか。でも、そのベースをつくっているのは、役場の担当の方の仕事としての働

きでもあったり、その方の思いであったりすると思います。それがあから、集落の活性化がなされていきようのではないのでしょうか。

よく、いろんな事業をしたり、講演会を計画しますと、なかなか人が集まらないという役場の方々の、そうですね、反省事項があります。でも、その方たちも、そこに参加する人たちっていうのは、自分が日々の仕事を終えて、自分の仕事を終わってから、役場が企画する事業であるとか、そういうものに参加するわけです。皆さん、仕事を持ちながら、こういう勉強をしなきゃいけない、地域を支えるためには自分がここへ行かなければならない、そういう思いで地域の人たちはボランティアをしていると思います。仕事ではありません。自分の仕事はしっかり持ちながら、その横で、傍らで、自分のできることはやっぱり、地域を支えていくためにはやっぱり参加しなきゃいけない、勉強しなきゃいけない、こういうことは聞いておかなきゃいけない、声を掛けて、声掛け合って、参加しようって呼び掛ける、そういうことを私が地域の中でしなければいけない。そういう思いで、いろいろな事業に参加されているのではないのでしょうか。今、すごくそういう方のボランティアという、まあボランティアというか、そういうふうな思いを持って、各地域の事業に参加する方っていうのは非常に増えてきていると思います。

この前は、北郷の花火大会、行ってまいりました。本当にあの花火大会を見たときに、浜で大きな大会があります。ですが、なかなか中山間の方々、浜まで来てあの花火を見ることはできません。集落のグループの方々が頑張って、お金も集めて、何らかの費用を入れて、花火を打ち上げます。ほんとに皆さん、喜んで見てくれてます。北郷で花火が上がると、イノシシが馬荷に逃げて困るといふ話もお伺いしました。しかし、馬荷の方からも、その集落の盆踊り、花火大会には参加してくれています。そういう集落同士のつながり、そういうものが生まれてきています。現実に住民のレベルでは、そういうことが行われています。そういうものをですね、やっぱり行政は支援するべきではないのでしょうか。村越議員にもぜひ来ていただきたいと思っています。現実に見て、そういう所の思いとかを受け取っていただいて、ぜひご支援していただきたいと思っています。そういう地域が生まれてきている。だから今、そこをきちっと育て上げることをしていくことが、やっぱり集落を維持する、町を維持することだと思うんです。ですから、職員の方に頑張っていたいただきたいのです。

地域担当制が、今の形では無理なのであれば、各担当、担当の課があります。その担当課の中で必要な政策は何なのか、この地域にはどういふことを入れたらいいのか、財政が足りないのか、人が足りないのか、集落の整備をすることが元気になる方法なのか、そういうことをやはり、職員の皆さまお一人お一人に考えていただきたいのです。

今、各そういう協議会は、国から直接事業費を取ります。町費が入らなくても、自分たちの財源は確保することもできます。そうして自主的な努力もできます。でも、いろいろな形で行政とかかわって仕事をするということがどれほど効率的で、どれほど有効かということ、よくそういう所は知っています。皆さんの力があるのとないのとでは、各集落の努力のやり方が違います。そこをご認識いただきたいと思うのです。皆さんの力があれば、集落はもっともっと元気になれるし、もっともっと力が出せます。集落を維持することができるし、若い人が帰ってくる土台をつくることができます。だから、この地域担当制を大事にしていきたいのです。

どうでしょうか、町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

坂本議員の2回目のご質問にお答えします。

今、地域担当制の必要性を訴えていただいたわけですが、まあ、さび分けてぜひご理解をいただきたいと思いますが、地域担当制が絶対に必要なわけではなくて、集落に対する支援、集落の自立を促すような取り組みが必要など。そのための手段であった地域担当制については、一応今の形というのは、もうこの年度いっぱいでは終了符を打ちたいと。しかしながら、集落支援については、今まで以上に力を入れなければならないという認識から、違う形での支援というものを考えていきたいというふうに思っております。

また、1つ気になるわけですが、ほんとにいろんなイベント、いろんな取り組みでですね、各集落、地域で、住民の皆さんボランティアでやっていただいておりますし、また、それに伴って職員もですね、ほとんどの場合、ボランティア的に出て、携わっておるわけですが。どうもここ数年、いろいろなスポーツイベント等も含めてですね、大変、数が多いです。それで現実には、職員についてはですね、大変申し訳ないなというような場面も現実にはあります。それで、やはり住民の皆さんなり、また、地区の役員さんなりもですね、ボランティアばかりでなかなかやれないところもありますので、そこらへんもやはり気を配りながら、まあいづれにしても継続可能な仕組みというのを、やり方というのを、やはり考えていかなきゃいかんのかなというふうに思っております。

これは、議員が言われるようにですね、ボランティアで皆さんがそういう取り組み一生懸命していただけることは、また、役場の職員がそれに加わることは、ほんとに力になると思いますし、効果は絶大であるというふうには思っております。おりますが、お互いに生身の人間ですので、そればかりでですね、休みに出るというわけにもいきません。まあ、そこらへんはうまくバランスも取りながら、いい結果を引き出していきたいというふうに思っています。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

職員の方に負担が掛かっているという部分について、私も否定することはございません。でも、それは先ほど、私、お話ししました。各集落で、各集落の事業に参加されている方は、決してそれが専門ではありません。各集落で集落活動に参加されている方も、日常の仕事がありながら、だけど自分たちの集落、それから、いろいろな所のイベントに参加しているのです。その方たちは、代休もないかもしれません。でも、やはりいろいろな形で自分の休暇を利用して、地域のために頑張ってくださいというのも現実です。確かに、職員の方に負担が掛かっている部分もあります。それは、見直すべき所は見直せばいいなというふうに、私も思っています。ただ、一般の参加者も、同じように自分の仕事を終えて、その事業に参加するのです。そういうこともご理解いただきたいと思います。

それと、まあ体制が変わっても、地域担当制がなくなったとしても、地域に対する支援は別の形で続けていくというふうにおっしゃったのかなというふうに思っているのですけれども。では、どういう形でやるのかということ、やはりきちっと精査していただきたいなというふうに思っています。ただ、やるやると言っても、今のように、地域に私が担当なのよというふうな形で意識を持ってかかわってくださっているのと、黒潮町の全体の中で、そこに役場の職員という形で存在するのでは、私は大きな違いがあると思います。やはり、いろいろな仕事を進めていくときに、私はこれを担当しているという意識があるのとないのでは大きな違いがあります。そこも考えていただいて、新たな方法を模索するというのであれば、その結果を私は待ちたいと思っています。

ただ、各地域でそれぞれの区長さんというのは、地域の人の実情を目の当たりに受けながら、日々、集落をどういうふうにとまとめ上げていったらいいのかということにご苦労されているというのは、もう並々ならぬご

苦勞だと思います。行政の仕事が地域に入るとき、行政の皆さんは、部落で部落の総意をまとめてください、とおっしゃることが多ございます。そのときに、区長さんは各一軒一軒を回られて、お前んとこはどうだ、どんなんだ、どんな気持ちを持ってんのか、ここは反対やけど、ちょっとここはこういうふうにしてくれないか、こういう相談を一軒一軒回って、区長さんはしてくださっています。さあ、集落の道路が町道に格上げをします。集落の道路のことは各部落でまとめ上げてくれよと、区長さんは一生懸命仕事をします。そうして、集落の区長さんのまとめ上げたものの結果をもって、そこに町の事業は入っていきます。こういう形で、部落と、それから町というのは大きなかわり合いを持ちながら仕事をしていると思います。その区長さんの重責というのは、非常に私は感じています。

ですから、今度の各担当制が、地域の担当制がなくなったときに、今、区長さんの中にも、これからは地域担当の方を頼りにしながら、自分たちの地域もつくっていくことができるのではないかなと、そんなふうに思われている声を聞いていますので、そのあたりも含めて、実際に区長さんが思われていること、次の区長会が多分12月の末ぐらいにあるんでしょうか、そのころには区長会もあると思います。そこで、本当に直接にかかわっている方々のご意見というのをぜひ聞いていただきたいなと思っています。行政がバツサリ切るのではなく、地域の実情に合わせて、もし残してほしい地域があるのであれば、残してあげることも1つの方法ですし、今はまだ要らないけど、将来的に必要なときには、地域担当制の職員を配置しましょう。そのときは、どうぞ言ってきてくださいね、というような範囲を持ってこの担当制を終わるのか、少しそこには、まだ考える方法があるのではないかなというふうに思います。3年間やってきたのでバツサリ全部終わってしまうのではなくて、各地域の状況に合わせて残すべきは残す、やめるべきはやめる、新たな方法を入れる所は入れるというような形でもう少し猶予を持った考え方はできないのかなというふうに思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

3回目のご質問にお答えします。

まあこの年度で地域担当制については終結したいというのは、いわゆる今の中途半端、言葉はどうかと思いますけども、いわば中途半端な状態での続行はですな難しいと。もっと、一歩も二歩も踏み込んだ対応をするためには、違うやり方じゃないといかんかなということで、言ってみれば発展的な意味ですな幕を閉じるということですので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、ボランティアうんぬんの件ですが、余談かも知れませんが、ある本の中でこういう一節を読んだことがあります。地域集落に住む皆さんは、ボランティアと思うてやるよりは、自分たちの集落の住環境、生活環境を良くするために自分が尽くすのは当然のことで、それはすべて自分に返ってくることなのだから当然のことだというふうな思いで、そういった活動をする方が気が楽だというふうなことを書いておりました。私も、ははっというふうに思ったわけですが。

ほんとに、そんな思いでやってこそ初めてまあ集落のためになるわけですね、まあそういった思いを皆さんにぜひ味わっていただきたいなあというふうな思いもしております。

以上です。

（坂本議員より「以上ですが、職員の皆さまにもぜひ、地域の思いを受け取っていただきたいというふうに思って終わらせていただきます。以上でございます」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで坂本あやさんの一般質問を終わります。

次の質問者、浜田純一君。

8 番（浜田純一君）

それでは、通告書に従いまして質問を致します。

ここ 10 年くらいですね、沿岸漁業の漁場環境、これは著しく悪化をしております、やはり原因は、温暖化による海水温の上昇と、そして、生活排水等による河川の汚染、また、山林の荒廃により山林に保水力がなく、大雨が降れば泥水となって海に流れ込み、海底に沈殿して磯を覆うと。そして、磯焼けの原因にもなっているということでもあります。

また、この二酸化炭素の排出量が増えますと、海水に溶け入る量が増えまして、海水の酸性度が高くなり、サンゴ等の被害も大きくなるということでもありますし、磯焼けの原因にもなるということでもあります。

黒潮町もさることながらですね、この四万十市も同様であります、実は、私は釣り船をですね下田の方に係留をしております、時々、下田の組合長とも話をする機会があるのですが、組合長に聞くところによりますと、四万十市の方もですね漁業圏内でカジメの生息している所はですね、平野の前、サーファーが泳いでおりますが、平野の前と、ネノクビといいまして公園の前にですねありますが、その 2 カ所だけで、四万十市の名鹿の方ですね、名鹿の方はほとんどもう磯焼けをしておるということでありました。

それですね、漁師の方はほいたら何の仕事をしているがですかというて聞きましたら、やはり海草が少ないので、まあ磯建網ですね、磯魚の方は芳しくはないが、イセエビの漁獲量は上がっているということでした。

3 点目にですね、エビ魚礁の設置もありますけれども、四万十市は独自にですね、年に 2 カ所にですね、1 年交代で、その魚礁を投入をしているということでした。その結果が出ていることであろうということでございます。

それから藻場の件ですが、その上川口の黒潮町と、水産試験場の合同のですねウニ除去による藻場再生事業もですね、上川口の支所長に資料をもらおうて見てみますところ、まあ場所によりまちまちでありまして、あまりこの藻場再生の成果が出ているようにも思えません。

そして佐賀の方ですね、以前、海草のことで白浜の漁師の方にも聞いたところによりますと、以前は海が荒れると海草がちぎれてですね、海岸の方に流れ落ちておったけれども、今はそういうことも少なくなったと。これは、山の荒廃が原因ではないかということをおっしゃいました。

そこでですね、高知新聞の方にですね、8 月の 25 日に、幡多の沿岸漁業を語るということで、土佐清水漁業指導所の猪原さんという方と、そういう方らの技師 3 人がですね、資源の枯渇や漁師の高齢化による後継者不足をまあ解説ということで、まあサバやイワシの減少の原因として、まあこのプランクトン、植物性のプランクトン。まあ動物性のプランクトンもあるでしょうが、減ってきていると。これが、その生態系のピラミッドの底辺を崩しておるということで、これを見直さなければだんだんだんだんこう細くなってしまおうという、こういう会の結果も伝えております。

この漁場の改善とですね、各事業について 3 点を伺いたいと思っております、いずれもですね県の漁業振興計画にあります。この漁業振興計画の中の、まあどういふふうにすれば具体的にいいかということで質問をします。

1 点目としまして、藻場の再生ということで質問を致しますが、先ほども言いましたように資料を見てみますと、それほども藻場の再生にはなっておりません。県の方もですね、ウニ除去によるその藻場回復の事業ということで出ておりますけれども、これらは見直さなくっちゃいかんがじゃないかということで、1 点目質問

致します。

これ、継続するのคะせんのか。

それから、2 点目としてですね、ヒラメの稚魚の放流量を増やせということですが、これも産業振興計画にヒラメの大型種苗の放流効果調査ということがあります。

この間、入野漁協の支所長に聞いたところによりますとですね、ここ数年の漁獲量は、ほとんどが放流したヒラメであり、天然のヒラメの漁獲量は少ないと。もう少し放流量があればということでしたので、質問を致します。2007 年に入野漁協の水揚量はですね、402 キロです。で、2008 年が 446 キロということでありまして、まあ 2009 年の方は今、現在進行中ですので出ておりませんが。これをですね、もう少し増やしてくださいという質問です。

放流量はといいますと、平成 19 年度に佐賀に 1 万尾、それから、大方に 6 万尾を 327 万 8,000 円掛けて放流をしております。これを、まあ要望としては 2 倍ぐらいの規模で放流をしていただければという質問でございます。

それから、3 点目のエビ魚礁の増設についてですが、これは昨日ですか、町長もまあぜひやっていかないとということで答弁をしておりましたけど。これもですね、人口魚礁や築磯等の整備、拡充ということで、県の振興計画にもあります。

今議会にですね、伊田と上川口に投入の予算が挙がっておりますが、四万十市漁協の組合長の話の中ですね、まあそれほど漁獲量が見込めるものならば、ぜひ他の支所にも投入をしてもらいたいということで、地元負担もまあ要ることでありますので、佐賀の支所長にはまあこういう質問をするということをお話しておりますが、ぜひこれも進めていってほしい。

以上、この 3 点について答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

それでは、漁場環境整備についてお答え致します。

まず、1 点目の藻場造成を再検討ということですが。高知県では、漁業者が中心に、磯焼け対策に取り組むモデル事業として、上川口地区の磯で、平成 14、15 年度に旧大方町が事業主体となり、1 年に 1 ヘクタール、2 年で 2 ヘクタール、で、平成 17 年度と平成 19 年度に高知県が事業主体となって、1 ヘクタールの面積の食害種のウニを潜水漁業者による素潜り潜水で、ハンマーを使って一個一個その場でつぶす方法で、合計 40 万 1,347 個体のウニを駆除しました。その後の追跡調査を、町と高知県水産試験場が定期的に行っています。平成 19 年度の調査では、平成 14 年度と 15 年度の実施区域で、ウニ類の生息量の増加や、堆積（たいせき）土砂による藻場の減少が確認されましたが、平成 17 年度の実施区域では、ホンダワラ類の藻場が再生し、トゲモク群落が維持されています。このことから、ウニ類が海草を食べ尽くしてしまうということで磯焼けが発生、継続している海域では、ウニ類を除去するだけで長期間にわたりウニ類が少ない状態が続き、藻場の回復拡大に効果があることが実証されました。

磯焼け対策を実施してから藻場が回復するまでには、数年単位の長い時間が必要な場合もあります。上川口地区の実証を参考にすると、一度の対策だけでは藻場が回復するとは限らないので、ウニ類の増加と海草の生育状況を観察して、再除去の必要性や除去間隔を検討しながら、根気強く、かつ計画的に取り組まなければならないと考えております。

平成 20 年度より事業化された水産庁所管の環境生態系保全活動支援事業は、事業創設に当たり、水産庁に漁

業者の取り組み事例を報告して、その実証成果が認められるもので、事業内容も新たな藻場を造るのではなく、何らかの要因で藻場が衰退した海域で藻場の回復を行うものです。今年度の当初予算にも計上している今回の取り組みについては、高知県水産試験場と協議して、今年度から5カ年計画で、上川口地区や入野漁港付近の、近辺の藻場回復を行う計画です。

2点目の、ヒラメ稚魚の放流量の増量についてお答え致します。

黒潮町は、これまでカツオ一本釣りを中心とした近海漁業と、ひき縄、定置網、汽船船引き網漁業等の沿岸漁業が盛んでありましたが、近年は、水産資源の減少に伴って漁獲量は減少傾向にあり、今後もこの傾向は長く続くものと推測されます。漁業の安定的な生産を確保し、漁業経営の安定と漁業者の所得向上を図るため、黒潮町沿岸域での生息に適した有望種目の稚魚、稚貝を放流することによって、資源の枯渇を阻止しながら、資源管理型漁業の推進を行う必要があります。旧大方町では平成2年度から126万8,000尾、旧佐賀町では平成4年度から22万4,000尾、合計149万2,000尾のヒラメの稚魚を放流してきました。

放流の成果については、土佐清水漁業指導所が定期的に追跡調査を行っており、先ほど議員の方からも報告がありましたけど、今回におきましては、本年1月から4月までの調査では、佐賀町漁協水揚げのうち21.6パーセント、大方漁協水揚げのうち50.6パーセントが、放流ヒラメであると報告を受けております。

高知県産業振興計画の中でも、コスト、計算に基づく効果的な栽培漁業の推進としても位置付けており、資源管理として大型種苗の集中放流と効果の検証をしながら、今後も継続して漁業形態に合った、つくり育てる漁業を行っていく必要があると考えております。

続きまして3点目、エビ魚礁の増設についてお答え致します。

黒潮町の沿岸域のほとんどが良好な自然岩礁で形成されていることから、根付け漁業の繁殖には適しており、古くから、刺し網や、ひき縄、そして、一本釣り漁業等が盛んに行われていました。昭和37年から各種の補助事業を導入して、大方地域では伊田、上川口を中心として約1億3,000万円、2万4,000立米、佐賀地域では3億3,000万円、6万5,000立米の投石によるエビ魚礁として実施してきました。

近年は、定置網漁業や引き網漁業等の不振が影響し、漁業生産が低迷していることから、黒潮町では新しい漁場の整備などに積極的に取り組み、浅海漁業の拡充に努めることが大きな課題となっております。併せて、漁業者の高齢化が進んでいることから、高齢漁業者にも適している漁業であります、イセエビ刺し網漁の整備をし、就業の場を確保することが漁業振興にとって重要な施策として考えられるため、今年度は伊田、上川口で実施するものです。

なお、実施地区の選定については、漁協、および漁業者と協議をして、漁協を通じて系統出荷ができていない地区を今年度は選んでおります。

以上です。

議長（小永正裕君

浜田君。

8 番 (浜田純一君)

1 点目のですね、その藻場の造成の件でございますが、まあ私が見る限りですね、その藻場が増えていると、健全になっているとは、この写真から見ると思えません。で、どういうふうでまあ増やしていくか分かりませんけれども、今のままでやっても恐らく増えんのじゃないかと、私は思っております。

そこでですね、この前ちょっとテレビでやりよったのですが、これは川崎市でですね、鉄製のこのスラグで良質の藻場づくりということで、CO<sub>2</sub> 削減、川崎臨海部という記事が載っております。

これをちょっと読んでみますと、川崎市と、実験を管轄する環境コンサルタント会社いであ、がですね、17 日に発表した実験には、東京大学、それから東京農業大学、それから横浜薬科大学の研究者と、JFE スチールですね、鉄鋼会社ですね、などの企業、それから水産総合センターなど、国の各機関 12 団体が参加をしてですね、CO<sub>2</sub> の削減の実証のほか、育てたワカメを刈り取り、発酵時に発生するメタンガスをバイオマスとして、燃料として取り出すという、こういう実験が載っております。

ここでですね、実験では東扇島東公園内の人口海浜や、浅野運河、これは東京でしょうかね、浅野運河、それから京浜運河の 4 カ所に、この措置をする囲いの中にですね、藻場を造成と。川崎港の浚渫 (しゅんせつ) の土と、光合成に不可欠な鉄分を含むスラグを混ぜた混合材を使った藻場と、それから一般の天然の砂と、それから、藻場の 2 種類を比較対照してですね、最適な混合割合や経済性などを探ると。大規模にワカメなど海藻類を生育することで、海の森がどの程度海の中で CO<sub>2</sub> の吸収、それから削減をできるかを測定する、という記事が載っております。

それから、鉄工所から発生する鉄鋼スラグは、99 パーセントが道路ですね、などのリサイクルとして使われているが、鉄鋼業界でも CO<sub>2</sub> 削減に寄与する藻場づくりの活用の道を探ってきたと。ごく小規模な実験では、スラグを使うことで、まあこれは実験の段階であります、スラグを使うことで、海藻類の生育量が 2 ないし 3 倍になることが確かめられており、大規模実験による実用化への期待は大きいと。まあ育てたワカメは、東京ガスがバイオマス燃料として実験するというところでございます。

これに、香川水産試験場が参加をして、まあ、香川といいますとワカメですわね、参加をしてですね。それから、ノリの養殖などのスラグに混合の藻場が活用できないかを探るということで、こういう記事が載っております。

それで、今までのような、まあどういう藻場の再生のあれをやりよったかちょっと分かりませんが、今のままでやっても恐らく僕は、藻所は増えんと思います。まあ、だんだんだんだん減っているのが現状でありまして、そこらのことはどう思うでしょうか、ちょっと質問を致します。

それから、ヒラメのまあ放流量を増やせということでございますが、佐賀が 21.6 パーセント、大方が 50.6 パーセントの付加ですか、そればあ上がったということですが。まあ、これは尾数はどれぐらい上がったがですかね。まあ後で教えてください。

それで、でき得ればですね、まあこれは僕は役場のですね業務報告書の資料を見て、19 年度に佐賀に 1 万尾、大方に 6 万尾を需用費として 327 万 8,000 円、放流したというのを見てですね質問をしようと思いますが、まあ、これの 2 倍くらいの、結局、1 万尾と 6 万尾で 7 万尾くらいですか、放流すればですね、まあ、ある程度、魚家の所得も上がってくるんじゃないかということで質問をしたわけですが。まあ、この 2 点目のヒラメの点については、もう尾数を教えてください。

それから 3 点目、エビ礁ですね。エビ礁の件でありますけれども、まあ漁業者のその権利というものは、ほんとにこう少ないもんで、漁業圏内だけのあれですね、操業しかできませんのでね、でき得れば、なし私がこ

のエビ礁のことを言いますかといいますと、そのエビ礁を設置することによりまして、そのエビ礁を設置した地区の漁業の方の漁業権いいますかね、制約。まあ、他のその一本釣りというものは、どこへ行っても誰でも釣れる魚種ですが、そういう一本釣りの方々の、まあ例えば遊魚者ですね、遊魚者の方々も釣りに来ますし、その魚礁をすることによって、その漁場の制限ができるということで質問をしたがです。

それから今年、上川口と伊田ですね、投入したということですが、これから先もずっとやっていくのか。でき得れば、その2カ所ぐらい続けてやっていてもらいたいし、やる、何言いますかね、その設置場所ですね。設置場所についても、大体、砂の上へやるもんで、年々年々こう水没していくがですね。それまあ、あんまりやりよったら果てもないもんで、でき得れば、その根のある所。海底の魚礁の近くになるべく置いたら、それほど陥没はせんのではないかということで、そういう所でやってもらいたいということでございます。

3点目についてはまあ、年間大体どれぐらいやっていくのかという、これ答弁お願いします。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

再質問にお答えします。

藻場の件につきましてですけど、他県ですかね、他県のことなんかの例が出ましたけど、一応高知県ではですね、一番の影響が、まあこういう感じで藻場はですね、磯焼けが一番大きい原因じゃないかということで取り組みをしておりますので、今のところこれに、まあ漁業指導所なども話しながらですね、その方向でいきたいと思えます。

特に、CO2 とか言ってた水質のことについてはですね、なかなかその漁業者サイドではですね、なかなか調べにくいんじゃないかなと思ひまして、環境問題から入っていかねばいけないんじゃないかというような気が致しておりますので、まあなお、水産試験場とですねよく協議してですね進めていきたいと思ひます。

ヒラメの件でございますけど、今年1月14日からですね4月17日まで、大方の漁協に揚がった分がですね、85匹です。85匹、85尾。（浜田議員より「85尾」との発言あり）はい。一匹一匹調べておりますので。（浜田議員より「ああ、そうか。はいはい」との発言あり）はい、それで。あ、これは、大きいだけですのでね。

（浜田議員より何事か発言あり）ヒラメです。（浜田議員より「ヒラメ、何キロの。大きいのは何キロや」）もうそれは、はっきりしたのは出してないんですけど。はい。大体、（浜田議員より「85で、佐賀は」との発言あり）小さいのがですね、一番小さいのでも40センチは超してます、全部。大きいのはもう72センチとかですね、そういうので揚がっておりますけど、そのうちの43匹が天然じゃなくて放流ということで。佐賀がですね、120匹ですね。そのうち、26匹が天然じゃなくて養殖ということですよ。（浜田議員より「26匹」との発言あり）はい。（浜田議員より「120匹のうちの26匹が養殖」との発言あり）そうですね。

それから。（浜田議員より「まあまあ、ええわ。ええ、はいはい、分かりました」との発言あり）

それから、あれはよろしいですかね、エビ礁のことですけど。（浜田議員より「エビ礁は言うてもらわないかん。今、2点目でしよう」との発言あり）はい。エビ礁のことにつきましてはですね、今後続けてくかということですけど。やっぱり、会計検査院でよく、費用対効果をはっきり出すと。それがなければ、補助金がつけないということになっておりますので、そこらあたりのことをちゃんと漁協で、その対応が取れるとなるとですね、それらはどんどんどんどん面積も事業量も増えていくと思ひます。

で、町としては取り組んでいくつもりですので、よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

浜田君。

8 番 (浜田純一君)

1 点目の、その藻場ですね。まあ、水産試験場と協議してということでもありますので、まあ協議してやってください。まあこういう例があったということ、ちょっと覚えちゃってください。ね。恐らく、僕の考えでは、何回やっても一緒じゃないかとは思いますが、環境がね、そういう環境です。

それから 2 点目ですね。まあ、120 匹と 85 匹ということで、まあほとんどが、ほいたら天然ということですか、佐賀が 120 匹中 26 匹が養殖ということは、そうですね。(谷口課長より「そうです」との発言あり) まあちょっと、入野の支所長に聞いた話とちょっと違うのですが、まあ極力ですね、その放流量、放流量を増やせるような状況はないですかね。

最後に、ほいたらその、このヒラメの放流量と、増やせるということはないかと、この魚礁ですね、魚礁。うん。魚礁は、極力そういう漁業者の兼任を取得できますもんで、できたらその、この魚礁の件にかんして、その費用対効果いいですかね、費用対効果なんかでいうたら、なかなか次やれんがじゃないろうかと思えますけどね。

そこのことをもう 1 回、その尾数の件と、尾数をどれぐらいやってくれるのかということと、その魚礁の件。費用対効果を考えたら、なかなか後はできんかじゃないかと思えますけどね。

この 2 点を。

議長 (小永正裕君)

海洋農林課長。

海洋農林課長 (谷口明男君)

3 回目の答弁を致したいと思います。

ヒラメの放流量につきましてはですね、過去からずっとやってきておりますので、その数字というか数量をですね、急に倍に増やせとか言われましてもですね、なかなか、ちょっと予算の都合でできないと思います。すべて単独でやっておりますので、これはもう同じ金額、同じ事業量ですかね、指数で継続していくしかないと思っております。

それから、費用対効果ということでございますけど、先ほども言いましたけど、非常に今、エビが安いですね。ほんで、ひところからいうと、半額以下になってるんですね。だからそういうことですね、ほんとに全部が全部、揚がってきてるわけじゃないかですよ、漁協の方に。知ってると思えますけど。ほんでそれが、要するに先ほど言いました、漁協を通じての系統出荷ができていないんですよ。というところがありまして、そこらあたりやっぱりかっちりしてもらわないとですね、数字が把握できませんので、そのへんをちゃんと漁協はやってくれると、漁業者もするということになったら、その事業が取り組んでいけると思えます。

以上です。

議長 (小永正裕君)

これで浜田純一君の一般質問を終わります。

この際、15 時 10 分まで休憩致します。

休 憩 14 時 50 分

再 開 15 時 10 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一般質問を続けます。

次の質問者、小松孝年君。

14 番 (小松孝年君)

議長のお許しをいただきましたので、今回は町内商工業の活性化ということと、それから、観光振興、情報発信ということの2点について質問致します。

まず初めに、町内商工業の活性化という所で、まあ通告書の要旨、かなり長く書いておりますが、それだけまあこういう思いがあるというふうに受け取ってください。

長引く不況や過疎化、公共事業の削減などにより、町内の商工業は廃業するものや、その寸前まで追い込まれている業者は少なくありません。特に建築業、土木、それに関連するすべての業者は、規模の縮小や解雇を余儀なくされているというのが現状です。数少ない公共事業の受注においても、現在の入札制度では、弱者切り捨てのいい例になってるのではないかと思います。

特に、市場の少ない田舎では、公共事業の占める割合が高く、受注が減ると、ますます入札の参加資格が下がってくるというか、会社の規模縮小したり、売り上げが下がると、ランクが下がって、規模の大きな工事の入札に入れなくなるというのが現状であります。

黒潮町の産業基盤であります一次産業に力が入るのは当然ですが、町はそれだけでは生きてはいけないといえますか、成り立っていかないということじゃないかと思います。新しい雇用の場の確保も大切ですが、現在、町内にある商工業を守って発展させることが、雇用の確保、拡大につながる近道ではないかというふうに書いておりますが、まあ、これも1つの策ではないかと思います。住民の暮らしを守るためにも、現在、町内にあるまあ二次、三次の産業にも関連する支援をし、と書いていますが、というよりまあ間接な支援でいいですから、平等な均衡あるまちづくりはできないかということです。

そこで、支援をどういう形でしていくかということ、商工業の場合は、農林水産業のように機械の購入や施設の建設、それから、まあ原油高騰対策といった、まあ直接的な援助じゃなくて、さっきも言いましたけれども、間接的なものになるのですが。

そこでですね、ここに1番、2番と挙げている、国や県の並びではなく、まあこれは国や県に準じてではなくて、町独自の入札資格や、それから発注方法はできないかということと、それから、カッコの2はですね、町内業者に発注することを条件に、リフォーム助成や、町内の木材を使った新築における補助金制度、まあその他土木工事や、船などのまあ修繕など、町内の業者で取り扱いができて、個人負担の大きな県への支援策を考えたかどうかということ質問に挙げております。

ちょっと2番のどこ、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、商業においてはですね、商品券などで多少支援はできるわけですが、ここではまあ工業系における例として、まあ例えばという話ですが、黒潮町内において、町内にある家の、町内にまあ建っている家ですね、のリフォームを行う場合とか、それから、この町内に新しく、新しく新築いうたらおかしいですけど、まあ新築する場合などに、町内の業者に頼んだら補助金を出しますとか、それから、まあ町内で取れるですね木材を使って新築やリフォームを行えば、それにも補助を出していくといったようなことです。

それから、そのほかには、まあ土木にかんしてはですね、埋め立てや整地、まあそういったことを、これも町内の業者でやれば補助が出ますよとかですね。で、その機械とかいうのは、そのほかまあ船の修理とかやってる所もあります。それから、農機具の修理なんかもあります。まあそれで、なかなか個人負担の大きいものがあると思いますが、まあそういうが町内の業者でやってくれば、何とか補助の対象にできるとかですね、まあそういったようなことをですね書いています。

まあ、そういうことにすることによってですね、住民や、まあ農林水産業者にもまあ支援にもなりますし、それから、商工業へのさっき言うた間接的な支援になるのではないかと、いうことをまあ質問しているわけで

す。

まあそれについて1回目の質問、この2点についてお願いします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、私の方から小松議員のですね、町内商工業の活性化の1番目、国や県の並びではなく、町独自の入札資格や、発注方法はできないか、というご質問にお答えします。

町内の商工業者は、長引く不況により、まあ大変厳しい状況にあることは議員ご指摘のとおりでございます。行政もそういったことを認識しているところでございます。そのために、現在まあさまざまな対策も打っておるところでございます。まあ特に、建設関係業者はですね、民間の事業が少ないこともあり、公共事業に占める割合が高くなっています。

そこで、まあ公共事業の入札制度でございますけれども、この入札制度につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や、建設業法、および地方自治法などの法令に基づいた対応が基本でございます。町はこれらの法令等に基づいて、独自の黒潮町建設工事指名基準要綱等を作成、告示し、入札参加資格者を募り、入札に参加する者に必要な資格等を有しているかを審査して、入札参加資格者名簿に登録をしています。そして、その中から、指名競争入札業者を指名することとしています。

そこで、まあ指名業者を選定するに当たっては、町としても町内業者の育成、支援、また、町内の雇用状況などにかんがみて、可能な限り町内業者を指名することとしています。しかし、指名業者の選定に当たっては、先ほど言いました、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、また、建設業法、町の規則等の順守はもちろんでございますし、工事の内容や技術的要件等によっては、町内業者のみでの指名ができない場合や、町内業者を全く指名できない場合があることもご承知ください。

そういうことで、いずれにしましても制度的に入札制度につきましては大変難しい点もありますが、可能な限り、まあ町内業者を指名しておるといった状況でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、2番目でございますけれども、私の方からまずお答えをさせていただきたいと思います。

質問の要旨につきましては、町内業者に発注することを条件にしまして、家屋のリフォーム、あるいはまた、町内の木材を使って新築する場合の助成制度を導入したらどうかという、ご質問の要旨であろうかと思います。

町内需要の拡大に向けてのご質問の要旨は、経済対策の一環と致しましてご質問があったかと、このようにまあ理解をするところでございますが、町内業者に発注することを条件とした質問のそれぞれの事業は、例えば補助事業を実施した場合、行動の自由を制限することなども考えられることかと思えます。

これらのことを考えまして、助成制度につきましては、現在考えておりません。

そこで、既存の木造住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、木造住宅の耐震診断士を派遣する事業については、昭和56年の5月の31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を行う場合、1棟につきまして個人負担3,000円とし、耐震診断を受けた後に、結果として木造住宅耐震改修工事を行う場合においては、工事費の補助は上限60万円で、設計費補助、これは3分の2の上限、20万円にしたまあ補助でございますが、最大80万円の補助金がまあ受けられることとなります。

本町としては、耐震改修工事に一層の取り組みをしまいいりたいと考えています。これらの事業を推進することによって、ご質問の趣旨に一步でも近づけるように努力を致したいと、このように考えております。

入札制度につきましては、先ほど、本庁総務課長から基本的な考え方をお答えを致しましたが、公共工事の発注には制度上の制約を受けますが、可能な限り町内業者をお願いすることと致しております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

2回目の質問に入りますが。

その、カッコ1の分はですね、まあいろいろやり方もあると思います。まあよく言われてると思いますけれども、ちょっと長い区間なんかは分割して出してくれとかいう話があると思います。まあこれは、まあ町の説明によるとですね、まあ経費が、やはり分割すると経費の割合が高くなってですね、工事全体の金額が高くなるという話をよくされますが。まあ業者側からすればですね、まあいうたら、もう今はほんとと仕事がない状況ですので、まあ例えば1区間、経費がまあ例えば3割あるもんでしたら、その3つに分けたら、それ以上に経費が上がってくるわけですけども、その部分をですね、3割を3つに分けてでもやってほしいとか、そういう話があります。これはですね、まあもし自分が元で入れなければですね、下請けになると、もっと低い金額で、やっぱり受けていかなければならないのが実情です。そうなってくるとやっぱりですね、幾ら経費が下がってでもやった方が、少しでも、ほんと今は、あんまり利益は出ないかもしれないかもしれませんが、まあ少しでもやっぱりこう、利は上がってくるんじゃないかというふうに言われております。

まあそれから、そうでもやっていかんかったらですね、結局仕事をやらなければ、どんどんどんどんランクが下がって行って、結局仕事が取れない状態になって、で、結局、町内の業者はもう今やめていくような現状が多くなっております。これ、本当の現状ですんでね。で、まあ、いつの入札、まあこの議会に挙がってくる入札の所なんか見ればですね、もう大体同じ業者が、大体落札していているような。まあそこしか、町内の業者は残っていないような状況になっております。ほんとに雇用の場を今、増やしていかないかんいう時期ですので、ほんとに町内の業者をですねもうちょっと守ることを考えてですね、やってほしいという願いで、今日の質問をしております。

いろいろ現状は、さっき課長の方から先に聞きましたけれども、現状は把握しているようですけども、それについてですね対策というか、どういうふうにやっていくか、どういうふうなまあ支援策というかですね、町内の業者を守っていく方法というのを、今何かやっていますかね。ちょっと自分は、あまりそれ、ちょっと見当たらないわけですけども。まあそういうことをやってるかということ、また2問目では聞きたいと思っております。

それと、まあ実際、黒潮町、まあ大方町時代から、副町長が言われましたように、可能な限りは町内業者には発注はしていただいております。ほんでまあ、まあいうたら町内業者では全くできないもの、まあそういうもの中にはあると思いますけれども、まあ例えば、そこに入っていける部分もありますし、そういった場合にはですね、いくら町内業者をまあ下請けに使うてくれいって言っても、なかなか難しい部分もあってですね、うまく入っていけないところがあります。で、そういうときなんかは、まあ、またジョイントみたいな形でやらしてもらったりですね、そういうふうにすれば、ちょっとでも増えるんじゃないかと思っております。

まあということで、2問目の質問は、そういう今までに、その商工業者についての今の状況を何とかするために、どういう取り組みしているか。何かあったらですね、ちょっとひとつ聞かせてほしいわけですけども。

これ、2問目の質問にします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

小松議員の2問目の質問にお答えします。

入札、また発注方法についてですね、町のまあ対策というご質問だったと思いますが、この対策につきましては、先ほど、まあ小松議員も申されましたけれども、可能な限り分割発注、また、JV 等も考えております。例えば、保育所におきましては、建築、また機械とか、そういった設備、そういった部分に分割するとかですね、そういう形で、できるだけ町内業者に発注できるような制度、仕組みをつくっておりますし、なおかつ、まあ随契（ずいけい）、いわゆる地方自治法施行令167条の2に関連しましてはですね、可能な限りというか、できる限り町内業者にですね、お願いしておるという状況でございますので、よろしくお願いします。

先ほども申しましたけれども、非常に現在、厳しいこの制度となっております。特に、国の流れがですね、公共事業のまあ談合、また、品質の低下等によりましてですね、大変、業者にも厳しさが求められております。そうした状況の中でですね、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が、平成まあ12年に大幅に改正されるとともに、平成17年4月にはですね、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行されました。本町におきましても、この法律に基づき、国、県の指導の下、平成19年度からですね入札価格だけでなく、業者の施工実績と技術の施工実績をですね考慮した総合評価方式、まあ特別簡易型といいますけれども、による入札を一部まあ実施しております。近い将来はですね、こうした入札方式が市町村でも増加されるというふうに考えておりますし、最終的にはですね、一般競争入札にすべてがなってしまうのではないかというふうに思われます。もし、まあこのような状況になればですね、町内のまあ小さい企業ではなかなか生き残れない、企業母体の大きな企業しかですね生き残れないのではないかというふうに、まあ危惧（きぐ）もされます。ぜひ、そのためにもですね、町内業者の方々にはそういったことも念頭に置いていただいて、そういうまあ力というか努力をしていただきたいと、町の事業をですね受けれるような体制というもんもですね、つくっていただきたいというふうに考えております。

よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

小松君。

14番（小松孝年君）

今、言われましたけど、まあ町のそういう指名を受けれるような体制をつくってくれと言うけど、その体制をつくるのにも、もうそこに力がなくなってきたわけですね。その力を盛り上げるために何かこうやってくれという、そこまでいかないわけですよ、その業者が。もうそういうのが、ほんま実態はそうなわけです。

ほんと、これは、まあ21年度の施政方針ですけども、まあ農林業の振興とか、それからまあ中山間地対策とかいうのがありまして、そっちの方にはですね農業近代化資金の利子補給とか、ハウス整備事業とか、中山間地域直接支払交付金事業、それからまあ集落共同機械の導入とか、いろいろ、その他まあ農産物加工施設の整備、これはまあいろいろ今回も出ていましたけど、まあそういった計画を挙げてもらっています。それから、水産業の振興においてはですね、同じような近代化資金の利子補給とか、ヒラメやクルマエビの放流、まあ、そういったことなんかも入れています。それからまた、原油高騰対策についても、今年度もやるようになってます。

商工業には全くそれはないです。商工業の振興というところを見るとですね、商工会への運営補助、それから